

令和 3 年 第 3 回 定 例 会

# 嬭 恋 村 議 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 1 日 開 会

令 和 3 年 6 月 11 日 閉 会

嬭 恋 村 議 会

## 令和3年第3回嬭恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第4号の上程、説明、質疑	1 1
○報告第5号の上程、説明、質疑	1 2
○報告第6号の上程、説明、質疑	1 3
○報告第7号の上程、説明、質疑	1 4
○報告第8号の上程、説明、質疑	1 6
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	1 7
○議案調査について	1 8
○議案第37号の上程、説明	1 8
○議案第38号の上程、説明	2 2
○議案第39号の上程、説明	2 3
○議案第40号の上程、説明	2 4
○議案第41号の上程、説明	2 4
○議案第42号の上程、説明	2 5
○議案第43号の上程、説明	2 6
○議案第44号の上程、説明	2 6

○請願書、陳情書等の委員会付託について	2 6
○議員派遣の件について	2 7
○休会について	2 7
○散会の宣告	2 8

## 第 2 号 (6月7日)

○議事日程	2 9
○本日の会議に付した事件	2 9
○出席議員	2 9
○欠席議員	2 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 9
○事務局職員出席者	3 0
○開議の宣告	3 1
○議事日程の報告	3 1
○議案第37号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第38号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第39号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第40号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第41号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第42号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第43号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第44号の質疑、討論、採決	4 0
○休会について	4 0
○散会の宣告	4 1

## 第 3 号 (6月11日)

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	43
○事務局職員出席者	44
○開議の宣告	45
○議事日程の報告	45
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○請願書、陳情書等の審査報告について	47
○一般質問	49
○佐藤鈴江君	50
○伊藤洋子君	62
○石野時久君	80
○閉会中の継続審査申出について	86
○閉議及び閉会の宣告	87
○署名議員	89

令和 3 年 第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和3年第3回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和3年6月1日(火) 午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 令和2年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 5号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 6号 令和2年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 7号 令和2年度嬭恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 8号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第10 同意第 1号 嬭恋村教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第11 議案第37号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第38号 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 嬭恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第40号 嬭恋村農村地域工業等導入地区における村税の課税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第41号 嬭恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第42号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第17 議案第43号 村道路線廃止について

日程第18 議案第44号 村道路線認定について

日程第19 請願書、陳情書等の委員会付託について

日程第20 議員派遣の件について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君		

### 欠席議員（1名）

12番 大野克美君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
会計管理者兼 税務会計課長	滝澤文彦君	未来創造課長	佐藤幸光君
交流推進課長	宮崎貴君	住民課長	宮崎由美子君
健康福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	宮崎忠君
観光商工課長	黒岩建五郎君	教育委員会 事務局 局長	目黒康子君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 宮崎剛

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和3年第3回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、黒岩敏行君、土屋圭吾君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの11日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、5月26日、委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和3年第3回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第3回議会定例会の会期は、6月1日から11日までの11日間とし、一般質問の通告期限は7日正午までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告5件、同意1件、議案10件です。

主な内容といたしましては、令和3年度一般会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算、条例の改正及び廃止、孺恋村辺地総合整備計画の策定、村道路線の認定及び廃止、工事請負契約の締結が予定をされております。

また、当局から、提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの要望があり、1日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

請願・陳情等については、請願1件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり付託とすることと決定いたしました。

次に、常任委員会は6月7日の本会議終了後に開催することと決定しました。例年行っている公共施設の視察については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の実施期間中であり、今定例会では行わないことに決まりました。

また、11日に行われる議会一般質問について、申合せにより、これまでと同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書3月から5月分を受理しましたので、配付のとおり報告をいたします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和3年6月議会、行政報告をさせていただきます。

現在、我が村では、対策本部が2つ立ち上がっております。1つは、台風19号、令和元年東日本台風でございますが、この復旧・復興対策本部であります。もう1つは、新型コロナウイルス感染症対策本部ということでございます。

4月以降、職員128名で一般会計、特別会計含めまして、ざっくり約115億円の予算を4月、5月、今、6月に今日から入りますが、執行中でございます。この間でございますけれども、議員の皆さんにもご報告申し上げたいんですが、消防の出動件数が現在まで8回ございます。火災は5件、火災の誤報が2件、万座温泉の下のほうの人の搜索が1件ということでございました。この搜索1件は2日間にわたって行われたということでございます。火災が非常に多い、また搜索件数もこの時期になると、毎年、消防団の力をお借りしておるといような現状がございます。

また、去る30日の午後2時でございますが、県外の方がバラギ湖から600メートル南西の宇田川で午後2時、歩いて徒歩で行ったところ、熊に襲われたと、熊に打撃を受けたということでございます。全治1か月の重症ということでございます。そのようなことで、村内ではいろいろな火災や、あるいは避難、人がいなくなったり、搜索願、あるいはこの時期、こういう時期は非常に多いということでございますが、お互いに緊張感を持って取り組んでまいりたい、こう思っております。

また、新型コロナウイルスの関係でございます。世界では既に80億人の人口のうち1億7,000万人、80人に1人以上、約2人、1.7人が既に世界中で感染しておるということでございます。日本では1億2,600万人のうち75万人弱が感染しておるということでございます。

群馬県では193万人のうち約8,000名弱の方が感染しておるということであります。

吾妻郡内では、保健所公表によりますと117名ということでございます。特に我が村におきましては、吾妻郡内でも、外国人を除くと、我が村は多い状況でございます。特に、ここに来て、上毛新聞のトップにも出ましたとおりの公知の事実でございますが、非常に緊張感を持って我々もしっかり取り組んでおるところでございます。

群馬県では現在、警戒レベルが4ということで、現在、継続中でございますが、まん延防止等重点措置は5月16日から6月13日までということでございます。我が村は、重点措置の10市町には当たっておりませんが、緊張感を持ってレベル4の対策を講じてまいっております。緊張感を持って全庁挙げてしっかり対応してまいりたい、こう思っております。

現在、ワクチンの接種を急いでおります。我が村では、特に高齢者の関係でございますけれども、想定以上に接種希望者がおりました。3,086名、3,086名は高齢者の中の88.2%に当たります。1回目の接種は、現在2,167名、昨日現在でもう既に接種は終えております。1回目の接種につきましては、東部の皆さん、今、東部小学校で打っておりますが、その後、鎌原のこども園のほうで打てば、6月11日、議会の最終日に当たりますけれども、その日までは1回目全て完了ということでございます。

なお、1回目接種に応じて、2回目は何月何日何時にどこにお越しいただきたいという次の予告を配付させていただいておりますので、予定どおりしっかりと対応して、7月8日、これは全て65歳以上につきましては完了する予定でございます。緊張感を持って全庁挙げてしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、議員の皆さんにもご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。

なお、その後の皆さん、16歳から64歳までの方、あるいは、その前に基礎疾患を有する方、これらのデータは、昨日までに郵送で出したものは回答が来ております。まだ現在、集計中でございますけれども、この人数は想定ですけれども、約4,300人ぐらいになるであろうと思っております。4,300人が2回打つということでございます。しっかりと体制を組んで、そして10月の早い時期、上旬には、全ての16歳以上の方、64歳までの方、しっかりとワクチン接種をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

なお、国からのワクチンの供給量でございますけれども、6月末までには65歳以上の方には全て配付しますということでございます。供給量にも応じてしっかりとスケジュール調整をして、滞りなくワクチン接種ができるように、ワクチン接種は今後もアフターコロナの方向を定めるものだと思っておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

で、よろしくお話をしたいと思っております。

災害復旧状況の関係ですけれども、3月議会でもお話しさせていただきましたが、国道144号につきましては片側通行、特に田代地区の皆さん、あるいは大笹地区の皆さん、また議会からの前議長からのお話もありましたとおり、一日も早く片側通行で通行できるようにというお話でございます。現在、国・県のほうにもお話をいたしまして、もうじき報告が来ると思いますが、2か月ぐらいは早まるであろうというお話も伺っておりますが、うかつな発言はできませんので、なるべく早く、一日も早く通行できるように、またキャベツの出荷も始まりますので、大型トラックが通るということでございます。一日も早く通行できるようにお願いしてまいりたいと思っております。

併せて、まだ土地改良関係、まだまだ残っておるところがございまして、各地区の区長さんと一緒に現場を回りますと、小さな河川でまだ土のうが入ったままのところもあったりするのが現実でございます。まだまだ箇所もございすけれども、順次、だんだん後ろが見えつつあるなと思っております。もう少し国道がはっきりと分かたり、また小規模土地改良事業を活用した小さな事業が分かれば、災害対策本部の解除を目指してまいりたい、こう思っておるところでございます。

産業状況でございますが、第1次産業はキャベツを中心とする農業、今、毎日毎日しっかりと農家の皆さん、生産技術日本一、日本一とはキャベツについては世界一の生産技術を持っておると思っております。生産者の皆さんも、本当に日進月歩、いろいろな勉強もして生産技術の向上を努めていただいております。順調に生育もしておいて、おおむねでございますが、3割前後の植付け、3割強でしょうか、植付けが終わっているやに伺っておるところであります。

なお、早いところでは、10日過ぎにはもう出荷が始まる、今月の10日過ぎには出荷がぼちぼち始まってくるのではないかと思っております。全力を挙げて、村を挙げて、しっかりと基幹産業を守ってまいりたい、こう思っておりますので、議員の皆様方のご理解もよろしくお話をしたいと思っております。

第2次産業の関係、特に災害復旧の関係で、現在までに入札を2回、22件を発注しております。金額ベースで3億1,471万円ということで、前年比で1億5,000万円強の入札を行っております。今後もまだまだ災害復旧関連を含めて、業者の皆さんにはご理解とご協力を切にお願いを申し上げて、一日も早い復旧・復興に努めてまいりたい、こう思っておるところであります。

第3次産業、特に宿泊業及び飲食業、議会の皆さんの多大なるご理解とご協力をいただいて、多くの補助事業もやってきております。全員協議会等でその執行状況をまた説明させていただきますけれども、観光だけにとってみますと、対前年で40%に落ち込んでおります。宿泊業及び飲食業、対前年でざっくりですけれども、村内全体を見ますと、対前年で4割に落ち込んでおるという状況でございます。今後も行政的な面からサポートできることについては、しっかり対応してまいりたい。また、国・県の補助事業等あれば、あるいは交付金事業等があれば、しっかりと情報を入手し、迅速に対応してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、上信自動車道が中心な村の最重要課題であるわけですが、ご承知のとおり、本年度予算は国・県合わせてざっくり約84億円の予算でございました。何としても議会の皆さんとも協力しながら、しっかりと国・県には予算の要望をお願いしてまいりたいと、こんなふうにも思っております。

でき得れば、来年度末までには田代までの区間を整備区間に格上げをしたいと、こう思っております。早ければということですが、大前地区、大笹地区、田代地区、併せて干俣地区とのアクセス道路の件等につきましては、地元の意見をしっかりと把握しながら、県の道路企画室とすり合わせをして、回を重ねてしっかりとお願いをしてまいりたい、こう思っております。

なお、県境につきましては、長野県8キロ、群馬県3キロという話は既にさせてもらっておりますが、8対3の割合で負担金を出して、今年度も事業を継続で進めるということでございます。国・県、長野県、群馬県にも、しっかりと議会の皆さん共々陳情をお願いしてまいりたい、こう思っております。

それに併せまして、道路の大動脈が決まるわけですが、それに併せた村のランドデザインは必要であります。また、公共施設の再編問題もあります。議会には既に提示しておりますけれども、これから役場、あるいは婦恋会館、あるいは青山の問題、あるいは鎌原観音堂周辺整備、これらを全体的なランドデザインをして、各論のものを一つ一つしっかりと議会にも報告し、またパブリックコメントもしながら、また地域、あるいは各団体の要望も聞きながら、しっかりと取りまとめて方向性を定めてまいりたい、こう思っております。

階段にSDGsの17の目標を掲げさせていただきました。ジオパークの関係で、ぜひとも長野県の協力が必要だということで、担当課長と長野県、首長、全部、挨拶回りをしました

ところ、東御市と小諸市の階段にSDGsの17の目標が貼ってあった。すぐiPadで写真を撮って、これをどこで作っているのか、もらえるのかももらえないのかということでございまして、入手することができました。婦恋会館及び役場の階段に17の目標、SDGsの17の目標を貼らせていただきました。しっかりと2050、カーボンゼロの社会を目指して、また環境にやさしい地球、あるいは地域を目指して取り組んでまいりたい、こう思っておるところでございます。

定住人口があります。今9,400人、交流人口があります。千代田区と姉妹都市、横浜市中区と姉妹都市、沖縄県座間味村と姉妹都市、あるいは定住自立圏で上田市を中心とする7つの自治体との交流、あるいは吾妻郡内の広域の諸事業、交流事業を今後もしっかりと進めてまいりますが、ご存じのように現在言われておるのは、定住人口を増やそうということでございます。国を挙げて定住人口の在り方、いろいろな本も出ていますし、メディアでもいろいろと定住人口の話が出ております。定住人口と併せて、民との、民とは民間でございしますが、民との共創、共に創るという共創という言葉がこれからの社会をつくっていくであろうと言われております。協働の社会づくりではない、共創、創は創生の創でございしますが、共創の社会づくりと言われております。

民間と協力しながら、官民で新たなアフターコロナの在り方を追及しておるのはSDGsであり、エンパイロメント・ソサエティ・ガバメント、ESGだと思っております。世界のマネーも、そういうところに大きくシフトしておる現実がございます。そういう時の流れをしっかりと把握しながら、今後の政策展開に生かしてまいりたい。その中で2点だけ進めたいことがあります。

1点は、日本野鳥の会の会長さんが先日お越しいただきました。その前に地域おこし協力隊で公益財団法人日本野鳥の会の常務理事でありました上原さんが地域おこし協力隊で、現在、地域交流室のほうで対応していただいております。お金をかけないでいろいろな方のネットワークが非常にある組織だなと思っております。何とか浅間高原野鳥の会、仮称でございしますが、そういう方向で、民間と協力をして何とかボランティアの組織を立ち上げながら、いい形のものでできればいいなと思っております。

日本三大野鳥の地と言われるのは、軽井沢、日光、箱根と言われておりました。中西悟堂さんが、今、星野リゾートであります星野嘉助さんとご一緒に、日本野鳥の会を初代会長として立ち上げたわけでございますけれども、軽井沢にお住まいの人も、浅間高原の別荘地内には、本当にすばらしい鳥がまだたくさんいるねというお話もいただいております。ぜひと

もこの組織を有効に活用しながら、官と民の競争、これをしっかり取り組んで、ソフト面からいわゆる関係人口の増大を目指してまいりたいと、こんなふうに考えております。

もう1点でございますが、コミュニティ放送局があります。現在、350ほどできてまいりました。民間の皆さんとお集まりいただきまして、株式会社プリンスホテルさん、あるいはイレブンサーティーさん、あるいは第一観光さん、あるいはスイートグラスさん、民間の皆さんといろいろな話をした中で、人も金も出してもいいから、ぜひともコミュニティ放送局をつくろうとお話は、現在、勉強中でございます。村創生の特別委員会のほうで説明をさせていただきながら、官と民の共創、共に創るということであります。

地方自治体の長は社長にはなれません。放送法という法律もあります。電波法という法律もあります。そういう中で、地域のコミュニティをしっかりと守る。特に防災とか、特に介護とかという面で、非常に有効だと言われております。

阪神・淡路大震災で、民間の皆さん数人でコミュニティ放送局をつくった。あるいは東日本大震災で、釜石では数人の方々がコミュニティ放送をつくり始めた。それが現在では認められるようになったと。なおかつ、国のほうも、自治体が設立に参加する場合には、過疎債を認めます。辺地債を認めますというような時代の大きな流れがございますので、ぜひとも近隣のFM-OZE、あるいはFM軽井沢、あるいはFM佐久、あるいはFMとうみ、こういうところもしっかりと勉強させていただきながら、また350の地域コミュニティ放送の連携も図れるということでもあります。

それから、さらにはインターネットラジオということが最近言われております。小さな放送局でも、世界に向けて情報発信ができる武器だと、こんなふうに思っております。

官と民の共創の社会、アフターコロナの新しい社会システムをぜひとも導入していけたらと、こんなふうに考えております。

諸課題につきましては、ぜひとも全員協議会のほうで忌憚なく私どものほうから説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見を賜れたらと思っております。

議会と私ども当局は車の両輪であります。元気の出るアフターコロナの新しい次の時代を見定めてしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） これで行政報告は終わりました。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、報告第4号 令和2年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第4号の令和2年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告理由を説明させていただきます。

令和2年度嬭恋村一般会計歳入歳出予算を繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、報告第4号の詳細説明をさせていただきます。

2ページ目の令和2年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

主な事業について説明をさせていただきます。

款、項、事業名、それから翌年度繰越額で説明をさせていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、住民登録一般事業638万円。

6款農林水産業費、1項農業費、小規模農村整備事業4,837万9,000円、農地耕作条件改善事業9,386万6,000円。

8款土木費、1項土木管理費、機械維持管理事業2,156万円。それから、2項道路橋梁費、橋りょう整備事業として1億6,095万7,000円。

9款消防費、1項消防費、消防施設整備事業4,772万4,000円。

10款教育費、2項小学校費、小学校管理事業で880万円。3項中学校費、中学校管理事業240万円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧事業8,416万3,000円。2項公共土木施設災害復旧費、村道災害復旧事業2億1,500万7,000円、河川災害復旧事業2

億1,101万6,000円。3項文教施設災害復旧費、災害復旧事業2億890万円。4項その他公共施設・公用施設災害復旧費として総務災害復旧事業2,200万円としております。

合計でございますが、翌年度繰越額で11億9,039万2,000円。財源内訳でございますが、国庫支出金が6億5,116万2,000円、地方債1億7,520万円、その他583万5,000円、一般財源が3億5,819万5,000円としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第4号 令和2年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、報告第5号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第5号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告理由を説明させていただきます。

令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算を繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

よろしくお願をいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第5号の詳細説明をさせていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、一般管理費、金額5,593万8,000円、翌年度繰越額251万6,000円。財源内訳としましては、一般財源251万6,000円でございます。内容は、簡易水道台帳管路データ修正入力業務でございます。

事業名、簡易水道整備事業、金額8,988万6,000円、翌年度繰越額1,801万8,000円。財源内訳としましては、地方債1,620万円、一般財源181万8,000円でございます。内容は、舗装本復旧工事及びバラギ小水道配水池マンホール設置工事でございます。

合計、翌年度繰越額2,053万4,000円、財源内訳としましては、地方債1,620万円、一般財源433万4,000円でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第5号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、報告第6号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第6号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告理由を説明いたします。

令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第6号の詳細説明をさせていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、第1款下水道費、第2項下水道事業費、事業名、公共下水道事業費、金額3,340万5,000円、翌年度繰越額1,000万円。財源内訳としましては、国庫支出金500万円、地方債500万円でございます。内容は、孺恋村水質浄化センター耐震実施設計でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第6号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、報告第7号 令和2年度孺恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第7号 令和2年度孺恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告理由を説明させていただきます。

令和2年度孺恋村一般会計予算事故繰越しに関わる歳入歳出予算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 報告第7号の詳細説明をさせていただきます。

次ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年度孺恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書で説明をさせていただきます。

款、項、事業名、それから翌年度繰越額で説明をさせていただきます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農地災害復旧事業、翌年度繰越額ですが、5,448万2,000円。それから、2項公共土木施設災害復旧費、事業名、村道災害復旧事業、翌年度繰越額ですが、1億9,162万7,000円。それから、河川災害復旧事業として2億4,388万3,000円。繰越額の合計でございますが、4億8,999万2,000円。財源内訳でございますが、国庫支出金が3億6,849万2,000円、地方債4,550万円、一般財源が7,600万円でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 1点お聞きしたいんですけども、この事故繰越しというのは、右の説明に書いていることが理由としてというふうに捉えていいのでしょうか。こういうのなかなか珍しいことなので、ちょっともう少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

災害復旧事業については、台風19号で非常に大規模な災害でありましたので、件数、金額とも非常に想定外の量がありまして、発注しても受けていただける業者も少なかつたりということで、通常、明許のほうでできるわけなんですけど、やり繰りした結果、また次の次年度へ繰越しという形で手続を取らせていただきました。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第7号 令和2年度孺恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、報告第8号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第8号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告理由を説明させていただきます。

令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算事故繰越しに関わる歳入歳出予算につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第8号の詳細説明をさせていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、簡易水道事業、支出負担行為額4,540万8,000円、支出未済額4,540万8,000円、翌年度繰越額4,540万8,000円。財源内訳としましては、地方債4,380万円、一般財源160万8,000円でございます。内容は、万座簡易水道第1ポンプ井更新工事でございます。事故繰越しの主な理由としまして、工事用道路に埋設されている高圧ケーブルが支障となり、工事の進捗に遅れが生じたためです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第8号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越し計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、同意第1号 孺恋村教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

教育長の退席を許可します。

〔教育長 地田功一君退席〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号 孺恋村教育委員会教育長の任命同意について、提案理由を説明させていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会教育長として任命するものでございます。

今回提案させていただく地田功一さんは、平成30年7月1日より教育長として1期3年間お願いしてまいりまして、その間、本村における教育行政にご尽力を賜りました。教育行政のみならず、一般行政にも精通していることから、今後におきましても本村教育長に適切な方と考えられますので、地田功一様に引き続きお願いをし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑はありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

教育長の入場をお願いいたします。

〔教育長 地田功一君復席〕

---

#### ◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。本日提出されました日程第11、議案第37号から日程第18、議案第44号までの各議案につきまして、本日提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は7日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第44号までの各議案は、本日から再開日まで議案調査いたします。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第37号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第37号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）につつま

して提案理由を説明いたします。

歳入歳出それぞれ9,874万6,000円を追加させていただき、歳入歳出総額77億3,183万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、多面的機能支払交付金事業について3,081万6,000円、公共交通対策事業としてデマンドバス試験運転経費1,500万円、過疎山村振興・地域振興事業として1,017万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（臨時子育て分）といたしまして735万1,000円を計上させていただきました。

また、教育費においては、国のGIGAスクール構想に基づき導入した小・中学校生徒の端末用学習支援ソフト代といたしまして190万3,000円を計上させていただいております。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、補正予算の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第37号 令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）について詳細説明をいたします。

令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,874万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,183万6,000円といたします。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入でございます。

15款国庫支出金、補正額3,425万8,000円の増です。

16款県支出金、補正額4,330万円の増。

19款繰入金、補正額4,613万8,000円の増。

4ページをお願いいたします。

21款諸収入、補正額2,495万円の減でございます。

歳入合計ですが、補正額9,874万6,000円の増としております。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費、補正額3,868万1,000円の増。

3 款民生費1,624万6,000円の増。

6 款農林水産業費3,331万6,000円の増。

9 款消防費368万6,000円の増。

10 款教育費681万7,000円の増。

歳出合計でございますが、同じく9,874万6,000円でございます。

財源内訳でございますが、国県支出金7,755万8,000円、その他でございますが、2,800万円の減でございます。一般財源4,918万8,000円としております。

6 ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございます。主なものを説明させていただきます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、補正額735万円の増でございます。説明欄ですが、臨時特別給付金給付事務費補助金95万円、それから臨時特別給付金給付事業費補助金として640万円としております。

5 目総務費国庫補助金、補正額2,690万8,000円。説明欄ですが、個人番号カード交付事務費補助金190万8,000円、過疎地域持続的発展支援事業交付金1,500万円、運動・スポーツ習慣化促進事業補助金1,000万円としております。

16 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費補助金、補正額1,280万円の増としております。これについては、多目的機能支払交付金として1,280万円を見ております。

5 目商工費補助金、補正額3,000万円。愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業補助金として3,000万円としております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページの下段の雑入でございます。5 項雑入、4 目雑入、補正額2,500万円の減でございます。説明欄ですが、工作物移転補償料が300万円、それから地域通貨券売上金が3,000万円の減、それから自治総合センターコミュニティ助成金（自主防災組織育成）として200万円を見ております。

8 ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、補正額400万円の増でございます。説明欄ですが、公用車管理事業として公用車購入費400万円を見ております。これについては村長公用車が20万キロを超えて大分古くなって、調子も悪いということで、新たに買換えを予

定しているものでございます。

それから、6目企画費、補正額2,517万7,000円の増。説明欄ですが、公共交通対策事業として1,500万円。主な内容として、その下の12節デマンドバス運行委託料880万円、17節公用車購入費480万円を主なものとして見ております。それから、その下段の過疎山村振興・地域振興事業として1,017万7,000円としております。これについて主なものとしては、12節の運動・スポーツ習慣化促進事業委託料として1,003万2,000円を見ております。その下の婦恋の宝発掘事業と婦恋村地域通貨券発行事業と事業名だけありますが、これについては財源内訳がマイナスとして出て、その他マイナス3,000円ですね、それから一般財源で32万3,000円と出ているものがここに載っているということでございます。

続いて、9目の交通安全対策事業費、これについては施設修繕料として20万円を見ております。これについては、長井川原の看板の撤去費を20万円として緊急に必要だということで見えております。

15目愛する婦恋基金費、補正額672万6,000円の増。「愛する婦恋基金」事業として672万6,000円を見ております。これは積立金の積み残し分をここで見ております。

次のページ、9ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額219万8,000円。説明欄でございますが、2つ目の丸のところでは主な事業として、個人番号制度基盤整備事業ということで190万8,000円を見ております。あと細かいものを追加としております。

それから、下段の3款民生費、1項社会福祉費、8目老人福祉施設運営費、補正額840万円の増でございます。説明欄でございますが、デイサービスセンターの管理事業として、デイサービスセンターの改修工事840万円を見ております。

10ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額735万1,000円の増でございます。説明欄でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業として735万1,000円を見ております。主な事業としては、一番下段のところの18節子育て世帯生活支援特別給付金640万円としております。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、補正額3,331万6,000円の増でございます。説明欄ですが、村単土地改良事業として250万円、防除用水施設等維持管理事業として250万円を見ております。

それから、その下段の11ページのところになりますが、多面的機能支払交付金事業として

3,081万6,000円としております。

11ページの9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、補正額160万円の増でございます。説明欄では、消防施設整備事業として、第2分団の詰所の建設用地費として160万円を見ております。

5目災害対策費、補正額208万6,000円。災害対策事業としてコミュニティ助成事業再構築の自主防災組織の備品の購入費として208万6,000円を見ております。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額149万4,000円の増でございます。説明欄では、適応支援相談員事業として149万4,000円としております。

2目の事務局費として107万9,000円の増でございます。これについては新型コロナウイルス感染症対策事業として、同じく107万9,000円を見ております。

12ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、補正額121万3,000円の増でございます。説明欄ですが、小学校教育振興事業として、学習支援ソフト使用料121万3,000円としております。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費25万1,000円。これについては嬭恋中学校の修学旅行の企画手数料ですかね、これをキャンセル料を25万1,000円見ております。

2目教育振興費、補正額69万円の増。中学校教育振興事業として学習支援ソフト使用料69万円としております。

10款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額209万円の増でございます。説明欄ですが、社会体育館維持管理事業として209万円を見ております。これについては測量設計委託業務として同じく209万円としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

---

### ◎議案第38号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第38号 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第38号 令和3年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について提案理由を説明させていただきます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ99万円を追加し、総額を10億2,236万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費となります。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、補正予算の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 議案第38号 令和3年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

介護事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,236万6,000円とするものです。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入につきましては、第3款国庫支出金49万5,000円の増。第8款繰入金49万5,000円の増。歳入合計としまして99万円の増額となります。

4ページをご覧ください。

歳出になります。第1款総務費99万円の増額となります。今回の補正につきましては、先ほど村長からの説明もありましたけれども、介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修費となっております。システム改修費の2分の1につきましては、国庫補助金での対応となります。

簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第39号 孺恋村固定資産評価審査委員会条例の一部

改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第39号 婦恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について提案理由を説明させていただきます。

令和3年度税制改正の大綱において、税務関係書類における押印義務の見直しが示されたことに基づき、本条例の一部改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第40号 婦恋村農村地域工業等導入地区における村税の課税の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第40号 婦恋村農村地域工業等導入地区における村税の課税の特例に関する条例の廃止につきまして提案理由を説明いたします。

大前地区農村地域工業導入実施計画が令和3年3月5日に廃止されたことに伴いまして、本条例を廃止するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第41号 婦恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

- 村長（熊川 栄君） 議案第41号 婦恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正につきまして提案理由を説明させていただきます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和3年4月1日に施行されたため、整合性を図るために、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明

- 議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第42号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

- 村長（熊川 栄君） 議案第42号 婦恋村辺地総合整備計画の策定について提案理由を説明させていただきます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、中原・山梨開拓辺地について、財政上の計画を定めるものでございます。

計画の内容につきましては、簡易水道設備整備となり、今年度予定しております配水管更新工事及び次年度以降に予定している配水池整備工事に関わるものでございます。

この辺地計画を策定することにより、事業実施の財源として辺地対策事業債の借入れを行うことができます。辺地対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の80%を交付税で措置されるものでありますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

---

◎議案第43号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第17、議案第43号 村道路線廃止についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第43号 村道路線廃止について提案理由を説明いたします。

県営農地整備事業実施に伴いまして事業箇所の子道路線の廃止が必要なため、道路法第10条第3項の規定により、村道路線廃止の議決を求めるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第44号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第18、議案第44号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第44号 村道路線認定について提案理由を説明いたします。

議案第43号で提案いたしました村道路線廃止に伴いまして、県営農地整備事業の実施予定区間が路線の中間部であるため、前後の事業未実施区間について村道路線の認定が必要なため、道路法第8条第2項の規定によりまして、村道路線認定の議決を求めるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第19、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたしま

す。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は本職に一任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま決定されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により6日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から6日まで休会することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時13分

令和 3 年 第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和3年第3回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和3年6月7日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第37号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 2 議案第38号 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第39号 嬭恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第40号 嬭恋村農村地域工業等導入地区における村税の課税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第 5 議案第41号 嬭恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第42号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第43号 村道路線廃止について
- 日程第 8 議案第44号 村道路線認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	目 黒 康 子 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、議案第37号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 6ページの5目の総務費国庫補助金ですけれども、その中の過疎地域持続的発展支援事業交付金というのが1,500万円。それで、今度、県支出金で商工費補助金で愛郷ぐんまのクーポンのことがあって、それと7ページに雑入で地域通貨券売上金がマイナスというので、2点の質問ですけれども、過疎地域持続的何とかかんとかの交付金は、前回の説明で、あとのページに載ってくるデマンドバス運行委託料のほうとの関係でデマンドバスを進めていくという説明を受けたんですけれども、このデマンドバス、突如出てきたんですけれども、私も以前から、そろそろ例えばスクールバスとか福祉バスとか、そういうのを総合的に見て、混乗も考えたりとかしていったらいいなというのを何回か提案したことが

あるんですけれども、そのデマンドバスの運行委託料の見通し、運行していくのの見通しを将来、村としてどのように考えているのかというのが1点と、この交付金は今回だけなのかどうかというのが2点目にお聞きしたいと思います。

それから、先ほど言った愛郷ぐんまと地域通貨売上金のことで、愛郷ぐんまと地域通貨をどのように結び合わせて村として事業を行っているのか、少し見えにくいので、説明していただければと思います。

それから、10ページですけれども、民生費の児童福祉総務費の説明の中の子育て世帯生活支援特別給付金のことで、高校生は申請ということでしたけれども、そうすると、高校生は村内の方も村外に住んでいる方も、何か高校生のいらっしゃる家庭には告知をしていただけるのかどうか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、6ページの過疎地域持続的発展支援事業交付金の1,500万円ですけれども、これにつきましては、前回の全協で若干触れさせていただいたんですが、内示が5月中に来るわけだったんですが、まだちょっとはっきりしていないところがございます。もし内示がいただければ、すぐに取りかかりたいということで、今回、補正で上げさせていただいたんですけれども、内容的には福祉バスとか福祉タクシー、おでかけタクシー含めていろいろなものが今ありますけれども、今後、孀恋に合った公共交通ということで検討したいということで、以前からずっと研究しているわけですけれども、そんな中で、採択受けられれば、実証実験を今年度したいということです。

来年以降どうなんだということですが、この事業は今年度限りでございますので、もし採択受けられれば、実証実験を今年度行って、来年度、また別の補助金、交付金を探してやるか、あるいは結果が出れば、今度は本格的に進めるというようなことで予定をしております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問ですが、大変申し訳ありません。説明のときに高校生ということで説明させていただいたんですけれども、この高校生というのは、4月に児童手当を受給された方の分の高校生ということですので、その方

については、こちらのほうで対象者は把握しております。その方について申請書をお送りしてお返事をいただくというような手はずにさせていただきたいと思いますので、高校1年生のお子さんの方が対象ですかね、と思います。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業の補助金でございますが、今は現在、中止となっておりますが、愛郷ぐんまの第2弾に、その事業に関連してクーポン券を発行したのに対して県の補助を受けられるということで、全額3,000万円を歳入として計上しております。それに伴い、もともと地域通貨を売り上げて財源にしようとしてあげていたものを3,000万円マイナスにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどの8ページの説明で、デマンドバス、分かったんですけども、そうすると、将来はもしかしたら混乗とかもあり得ると思うんですけども、以前、スクールバスの混乗のことでは、保護者の皆さんが嫌だとかということもあったので、将来的にそういうことも進めようという気持ちがあるなら、やっぱりただデマンドバスの運行委託料だけじゃなくて、例えば東吾妻町のように運行に関する人たちが集まって公共交通の運営協議会を開いてやるとか、やはり交通機関の皆さん、地域の交通業者も守っていかなくちゃいけないし、その辺では多くの人々の声を聞きながらやっていくというのは下仁田町でもやりましたし、そういう方法を行っていくのが、今、時期的にそういう時期に来ているのかなと思いますので、検討していただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけれども、言われるとおり、やはり村民が乗りたいときに乗れる、行きたいところに行けるというようなことが基本だろうと思います。

今まで65歳以上とか、足の不自由な障害者の方とかを中心に検討していますけれども、場合によると、小学生の塾の行きだけとか、そういったこともやられている事例がございますので、バスのないところについては、そういった全村民が使えるようなこともちょっと検討

しながら、可能であれば実証実験をしたいということで進めたいと考えております。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点お聞きしたいんですけども、12ページの教育費の学校管理費で、これは全協でも説明いただいて内容は分かっておるんですが、修学旅行の企画手数料で、修学旅行、このコロナ禍の中で父兄の方々の意見というのはどうだったんでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保護者等の相談というか、集まりを持って説明をしたり、随時、定期的に保護者の意見を聞くなりしながら進めているんですが、保護者については積極的に学校の考えを尊重するというので、できるだけ協力しますということで伺っています。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 11ページです。11ページの消防費の中の災害対策事業のコミュニティ助成事業西窪区自主防災組織の備品購入ということなんですけれども、この備品購入はどのようなものを購入する予定なのかということと、あと一般財源とその他財源があるんですが、その他財源の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの佐藤議員のご質問でございますが、コミュニティ助成事業の西窪区の自主防災の備品購入ということでございますが、主なものは、防災的な関係で投光機ですかね、バルーン投光機といいまして、ちょっと大きめの投光機なんだそうですけれども、そういったものを購入する予定でございます。

特定財源ということでございますが、200万円ということで、コミュニティの助成のための交付金というんですかね、それが来るということで、別途、その他ということで予算づけをしております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、議案第38号 令和3年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今回の補正は、介護保険制度改定のためということでしたけれども、1つだけ、ちょっと予算書と関連しているかと思えますけれども、私が婦恋村は介護保険料が少し安くなったのよというふうに会った人に言っていたら、そう言ったけれども、俺は上がっちゃったよってすごく言われたんですけども、その辺はどういうシステムというか、所得に応じてなのか、何段階、6段階か何かある中で上がるところもやはりあったのかどうか、その辺を教えていただければと思いますけれども。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

介護保険の保険料が減額になるというのは、この7月からの分でありまして、まだ新年度の、令和3年度の分の納付書というのは出ていない、年金から引かれている方については、仮徴収ということで出てはいるんですけども、まだ各個人には出ていないところです。

なぜ上がっちゃったのかなというご質問がありましたら、担当課のほうにお話をいただければ説明させていただきますので、個々でもしそういう質問がありましたら、ぜひとも健康福祉課のほうにご質問いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、議案第39号 婦恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、議案第40号 孺恋村農村地域工業等導入地区における村税の課税の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、議案第41号 婦恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、議案第42号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第43号 村道路線廃止についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、議案第44号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により10日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から10日まで休会することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時24分

令和 3 年 第 3 回 定例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和3年第3回婦恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和3年6月11日(金)午前10時02分開議

日程第 1 議案第45号 工事請負契約の締結について

日程第 2 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 3 一般質問

日程第 4 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	5番	佐藤鈴江君
6番	土屋幸雄君	7番	松本幸君
8番	黒岩忠雄君	9番	伊藤洋子君
10番	大久保守君	11番	羽生田宗俊君
12番	大野克美君		

### 欠席議員(1名)

4番 上坂建司君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
会計管理者兼 税務会計課長	滝澤文彦君	未来創造課長	佐藤幸光君
交流推進課長	宮崎貴君	住民課長	宮崎由美子君
健康福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君

農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教育委員会 教務局長	目 黒 康 子 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回嬭恋村議会定例会は再開いたします。

ここで、当局より7日に行われた本会議において採決した令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の質疑に対する説明の一部に誤りがありましたため、訂正説明を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議長の許可を得ましたので、6月7日に開催されました本会議で伊藤洋子議員から質問されました一般会計補正予算の説明に訂正がありますので、改めて説明させていただきます。

伊藤議員のご質問は、一般会計補正予算の歳出予算、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1項児童福祉総務費の中の新型コロナウイルス感染症対策事業特別給付金の支給対象者についてのご質問でした。

今回の給付金の支給対象者につきまして、6月7日には高校1年生までというふうに説明させていただきましたが、支給対象者につきましては、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満の児童を養育する父母等で、令和3年度住民税均等割が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方が対象となります。

ここで訂正して、おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第45号でございますが、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

2件入札がございましたが、1件不調になったということで、議案は今日、議運におきまして一部を取り下げて、不調分を取り下げていただきまして、議案の号が変わりますので、提案を再提出するものでございます。

担当より詳細説明させます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第45号 工事請負契約の締結について詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和元年災（R3）第709号 普通河川濁沢（松本牧場付近） 河川災害復旧工事。

2、契約金額、金7,579万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額689万円。

3、工事場所、婦恋村大字鎌原地内。

4、契約の相手方、有限会社平成企業です。

裏面に入札の経過が参考資料として添付されておりますので、御覧ください。

工事の内容としましては、台風19号の災害復旧工事となります。場所は、鎌原の浅間開拓地内の松本牧場さんの付近に流れる濁沢の河川災害復旧工事になります。

工事の概要としましては、復旧延長が162.4メートル、護岸工としてコンクリートブロック積みをもとに、1,026.9平米施工します。それと、河床の洗堀防止ということで、根固めブロック工を河床のほうへ232個設置するという工事になります。

工期については、令和4年3月18日の完了を目標に進めていきたいと思っております。よろしく

お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日、請願1件を所管の委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審査が終了いたしましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 松本 幸君登壇〕

○総務文教常任委員長（松本 幸君） 総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、6月7日、議長及び委員5名、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て開会し、請願1件についての審査と各課からの報告を受けました。

最初に、吾妻地区平和行進実行委員会代表、真砂洋治氏から提出された請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願について審査を行いました。

請願の趣旨は、2017年7月7日に国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器

禁止条約へ戦争被爆国である日本政府に署名・批准することを求める意見書を提出するよう求めるものです。

紹介議員の伊藤議員からは、広島、長崎に原爆が投下されて76年たった今も、核兵器の被害に苦しむ人たちが世代を超えている。早く核兵器がなくなってほしいという思いで、平和行進を行っている。群馬県では4自治体ほどしか意見書は出されていないが、嬭恋村議会も先頭に立って意見書を提出してほしいと説明がありました。

各委員からは、核兵器がなくなることに對して誰もが望んでいるのは間違いのないところであるが、日本はアメリカの核抑止力に依存している状態で、核の廃絶を望みながらも核によって中国や北朝鮮のミサイルなどの脅威から守られているのも確かである。核保有国から率先して署名が広がらない限り、難しいのではないかと。総合的に国が判断することではないかなど、意見が多数ありました。

一方、核兵器はなくすべきで、意見書を提出することに賛成との意見もありましたが、集約して、委員会としては趣旨採択と決しました。

次に、各課より報告事項の説明がありました。

総務課より、消防団の火災による出動が多いことについて、乾燥する時期の中で広報活動に努めていきたいとの報告がありました。

また、住民課より、マイナンバーカードの申請、交付状況についての報告と今後の取組について説明がありました。

教育委員会からは、GIGAスクールの整備状況、活用状況について報告がありました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わり、続いて討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、委員長報告にもありましたけれども、私は唯一の被爆国、世界でも唯一の被爆国、広島と長崎に被爆した国としては、今年の1月22日に禁止条約が発効されて、核兵器を持つことが違法となったことを受けて、やはり日本は非核三原則もうたってい

る、先ほど述べたように唯一の被爆国、そういう中では本当は日本が先頭に立ってやるべきという思いが強くなります。

先ほどの委員長報告に核抑止力にということもありましたけれども、この50か国が認めて批准して核兵器禁止条約が発効になったわけですが、今現在は53か国となっています。その国々は決して大きな国じゃなくて、やはり核がないほうがいいという思いで、それと、広島、長崎で被爆した方々の今日に至る苦しみに私は寄り添う気持ちでいます。

だから、総務常任委員会では、いろいろ一生懸命審議していただいて趣旨採択になって、本当に一歩前進かなと思うんですけども、だけれども、私の思いは、まだそちらのほうがやはり今こそ日本が批准しなければという思いが強いので、ぜひ採択していただきたいという思いでいますので、採択のほう、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

---

### ◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、一般質問を行います。

佐藤鈴江さんほか3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

---

◇ 佐藤鈴江君

○議長（土屋幸雄君） 初めに、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

村の災害対応力の強化についてお伺いしたいと思います。

婦恋村でも令和元年の台風19号の復旧が進んではいますが、国道の完全復旧までには、もう少し時間がかかります。自然災害が激甚・頻発化する中、気象専門家の役割はますます重要になっています。

この台風19号等による災害からの避難に関するワーキンググループの提言を踏まえ、令和3年5月20日に改正災害対策基本法が施行され、「避難情報に関するガイドライン」が改定されました。

気象庁では、これまで自治体に気象予報士を派遣するモデル事業を2016年に、また、2018年には気象防災アドバイザーを育成するための研修会が実施されています。しかし、一部地域に限定とした取組でしたが、国は今年4月に地方公共団体に事務連絡として、気象防災業務支援のための気象庁等による取組等について通知があったと思います。

従来、要件としていた育成研修の有無を問わず、全国の気象台OB・OGであればアドバイザーになれるよう要件を緩和し、委嘱されました。

気象防災アドバイザーの活動内容としては、平時での対応として、日々の気象解説。職員を対象とした勉強会等の実施。住民を対象とした気象講演会等の実施。防災マニュアル等の作成・改善支援、防災訓練への協力。地元気象台との橋渡し役など、また、イベント開催に先立ち、会場周辺の気象の見通し等に関する解説などがあります。

大雨等の防災対応時については、地域における今後の気象状況見通し等を詳細に、いつ、どこで、どのくらい降るか等について解説。河川の水位等について解説など、防災気象情報の読み解き力を向上させるための講義の実施。気象の状況に関する村の幹部への状況説明などが挙げられています。

婦恋村でも、一般職の任期付採用職員の条例を一部改正し、短時間職員の採用も可能となりました。今後、集中豪雨の原因の6割が線状降水帯とされています。婦恋村もこのような専門知識を有した職員採用も必要と思いますが、村長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

佐藤鈴江議員の専門知識を有した気象防災アドバイザーの職員採用についてのご質問でございます。

国では、ご質問にあるように災害対策基本法の一部を改正し、5月20日から施行となりました。主な改正概要としては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保として、1つ目として、「避難勧告」「避難指示」を一本化し、従来の勧告の段階から「避難指示」1本となりました。これが大きな改正のポイントだと思っております。「避難勧告」がなくなり全てが「避難指示」でございます。

2つ目として、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村が作成するよう努力義務化されました。

3つ目として、災害発生のおそれがある段階での国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の町村に避難させるに当たって必要となる市町村間の協議を可能とするための規定を措置いたしました。さらに、従来、警戒レベル4での「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されるなど、新たな避難情報が示されました。

このような法改正によりまして、頻発する自然災害に対応して災害時における円滑化と迅速な避難の確保及び災害対策の強化が図れるものと感じております。

嬭恋村におきましては、地方防災計画の策定や避難所の確保など、災害対応ガイドブックを策定し、全戸に配布もしており、防災対策に力を入れ、村民への周知もしてきております。

また、このたび国のほうの助成金を頂きましてスマートシティの構想を今、計画しております。これも災害対応に十分応えるためのシステムを立ち上げておるという状況でございます。

そこで、専門知識を有した佐藤議員のご質問は、気象防災アドバイザーについては、気象庁から令和4年4月1日付で55名の気象防災アドバイザーが新たに委嘱されて、合計84名の体制となったという事務連絡が当村にもございました。現在、県内でも前橋市、渋川市では、気象防災アドバイザーが職員として採用されております。

嬭恋村として、今後も气象台と連携を密にし、平時及び緊急時において取り組んでまいりたいと思います。

また、気象防災アドバイザーについても今後、必要になると思っておりますので、防災アドバイ

ザーを招いて、講演会や村民への勉強会等、開催できればなど考えております。

ご指摘のございました気象防災アドバイザーのやるべき行動を講演会、あるいは庁内の防災担当者等を通じて試験的に今年度、何回か勉強会は開催してみたいなど、こう考えております。

いずれにせよ、気象アドバイザーのお知恵をしっかりと前向きに検討して講演会等で、まず活用させていただけたらと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は、一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） この気象アドバイザーの採用についてなんですけれども、やはり村として、小さな自治体については予算について考えていくと、かなり有効性の高い施策ではあると思いますが、この自治体の予算を確保していくという点では、やはり大きな支出になるのか、そのまた短期になるのかということによって違ってくると思いますし、今、村長の答弁の中に今年度は気象アドバイザーを招いて講演会等、実施をしたいということですが、今後、具体的にどのような講演会を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の再質問にお答えをさせていただきます。

佐藤議員のご質問の要旨の中に書いてあります①日々の気象解説。②職員を対象とした勉強会。③住民を対象とした気象講演会。④防災マニュアル等の作成・改善、防災訓練への協力。⑤地元気象台との橋渡し役。⑥イベント開催に先立ち、会場周辺の気象の見通しに関する解説等がありますが、これらにつきましては、前橋気象台とは現在、気象台長と私のホットラインがつながっております。例えばでございますが、土砂災害対策基本法、土砂法でございますけれども、これによって土砂災害危険情報が発令された場合には、連絡が必ず来ます。そして、必ずこれは避難指示、地域指定もございますので、避難勧告じゃなくて避難指示をなささいというふうに法律も改正されてきましたので、これは気象台長から直接ホットラインで来ます。

あとは、大雨洪水特別警戒情報、大雨洪水、大雨警報じゃなくて、失礼しました。大雨警報だったんですけれども、今は大雨特別警報、特別が入った場合ですね。大雨警報じゃなくて大雨特別警報で特別が入った場合には、自動的にレベル4になりますので、私のほうにホ

ットラインで入ってきます。この場合は、避難指示となります。

それから、前橋の气象台と群馬県の砂防課からは、大雨が出た場合には1キロメッシュで嬭恋のこの地域には、これだけの雨量が想定できますというデータも気象データが前橋气象台から私どもの防災担当に連絡が入ることになっております。これは、私どもの防災担当と県の砂防課と前橋气象台が連携した形でやっております。こういうことで气象台とは常に連携を密にしておるのが現実でございます。

また、浅間山の火山関係でございますと、軽井沢の観測所がございますけれども、担当は常に連絡をいつでも取れるということでございます。それから、現在、浅間山は警戒レベルが2でございますけれども、軽井沢の測候所のほうから、午後4時には何か移動があれば、おかしな状況があれば、あるいは火山性地震が50回以上発生したというような状況があれば、必ず午後4時に情報が流れてまいります。そういうことで气象台とは火山及び佐藤議員のご指摘のとおり、線状降水帯、これらの状況は間違いなく今後もあると思っておりますので、連絡を火山及び雨の災害についても气象台とは今後も、より一層連絡は密にしていきたい。

そこで、アドバイザーが88人いるから職員として採用したらどうかということでございます。佐藤議員のご指摘のとおり、我が村では条例改正を前回3月でさせて、ご理解を頂いて条例改正させていただいてきておりますので、必要があれば、ぜひともそういう方向で検討も加えてみたいなと思っておりますが、担当とも、また、副村長も含めて協議しましたけれども、当面ここにある6つのうちの幾つか、気象の解説、あるいは職員や住民を対象にして希望者には講演会でアドバイザーをお願いしてみたりして、また、動向を確認しながら、どうしても必要だということであれば採用を考えたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） ここで確認をさせていただきたいと思いますが、やはりそういった災害に対しては、嬭恋村でもハザードマップ等の作成はされていると思いますが、ホームページを見ると、浅間山火山のハザードマップみたいなのは項目で載っているんですが、洪水とか崩落についての災害というのは、ちょっと見にくいような感じがします。そして、自らの命は自ら守るということですので、このハザードマップを確認することが住民は必要だというふうに思いますが、その中で避難行動判定フローみたいなものを嬭恋村としては作っているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまのご質問の被災判定フローですかね。

○5番（佐藤鈴江君） はい。

○総務課長（黒岩崇明君） その辺については、ちょっと私が存じ上げてないかもしれないんですけども、婦恋ではないんじゃないかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 婦恋村でも住民の方が、この何か冊子は何回か、2冊ぐらい各家庭に配られて、議員各自にも配られていると思います。同じ物が私の家にも何冊か、3冊ありますが、その中でやはりハザードマップの見方とか、そういったところがよく理解できないというのが住民の人たちにはあるかというふうに思います。その辺について、しっかりとそのハザードマップの見方と、また、そういったところを確認できるような住民の意識啓発が必要だというふうに思いますので、そういった講演会等を今後、しっかり開催をしていただきたいと思う。

それと同時に、婦恋村のホームページなんですけれども、今回の5月20日の避難勧告のその改正になったものも、何ていうか、国は、消防庁は、こういった絵で確認できるようなものを掲示しています。そういったものが、やはりホームページから確認ができる、また、そういったところができる、絵を見て、ああ、そういうことなんだなというふうに確認できると思いますが、そういったところの取組を今後考えていけるかどうか確認をしたいと思ひます。総務課長でいいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの佐藤議員のハザードマップの関係ですかね、それについて実は、この6月7日に各世帯には回覧で、先ほどお見せいただいた物は回覧をさせていただきました。ホームページはちょっとまだ載せていないかもしれないんですけども、今おっしゃられたことを十分反省材料として、今後、住民への周知のほうをしっかりとしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません。じゃ、未来創造課長、ちょっと通告には入れていなかったんですけども、先ほど村長の答弁の中でスマートシティの取組についても、今後しっかりと災害対策として取り組んでいきたいという答弁をいただきました。それについては、具体

的に今後のスケジュールと、また、そういった点で、住民がいつ活用できるようになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 佐藤幸光君登壇]

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

スマートシティの防災システムの今現在の状況と今後の予定ですけれども、このシステムは無料通信アプリのLINEを使って行うわけなんですけれども、広報つまごいの5月号と、あと「高原からのおたより」でLINEのお友達追加のお願いを今、させていただいております。

それからあと、庁内の関係になりますけれども、災害時にそれぞれの職員の役割分担ですね。1号、2号、3号動員の場合の役割分担について、総務課の防災担当をはじめ、各課の協力を頂いて、今、名簿を整備させていただいております。それが決まったら、7月にそれぞれの各自の役割分担を把握した上で、職員の研修というか説明会を開く予定で考えております。

それからあと、8月になったら、防災訓練を実施して、災害に備えたいというようなことで考えております。

当初のスケジュールどおりにちょっと行かずに、若干遅れておりますけれども、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、8月には避難訓練を行いたいということでありましたが、その避難訓練の際に、そのスマートシティでLINEを使っての活用方法等を各行政区ごとに避難訓練をやる予定なのかどうかということと、また、その避難訓練をした際に、役員等にそのスマートシティのLINEの活用方法等の研修というか講義も必要なのではないかというふうに思いますが、その辺の取組についてお考えかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 佐藤幸光君登壇]

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、言われるように、各区の区長さんにはご協力いただいて、それぞれの公民館等が避難所になるということも想定されますので、そういったこともご協力いただきながら、本当の災害に備えて動けるような体制づ

くりをしていきたいと考えております。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今そのように答弁を頂きましたけれども、やはりスマホなどで避難所の状況確認も速やかにできる方法というのを考えた場合、各行政区の役員の皆さんは当然知っていて、その各行政区の役員の皆様から、その下の人たちに啓発活動していくということが必要だというふうに思います。それについては、具体的な年間計画を立てていく必要が、例えば今年度は、ここまで住民の皆さんに周知をしたいし、区の役員の皆さんには、ここまでレベルアップしてもらいたい、この活用ができるようにしてもらいたい、そういう状況をつくっていく必要があるんで、回覧等だけでは周知ができないというふうに思いますので、その辺について再度、やはり具体的なスケジュールを考えて講習会なりを開いていく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） 佐藤議員の言われるように、回覧を配っただけ、それから、区の役員さんにお伝えしただけでは、皆さんに周知はできないと思いますので、その辺は漏れのないように説明方法をちょっと検討して、今、具体的にはありませんけれども、言われるように、努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、次に、総務課長にお聞きしたいと思いますが、孺恋村では、現在、防災士は何人防災士の資格を持っている方がいらっしゃるか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 私が聞いておるのは3人ぐらいというような話は聞いておりますが、細かい話は私のほうは存じておりません。申し訳ございません。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今後、やはり防災士、ボランティア活動ですので、各地区に1人ぐらいの配置ができるような防災士の養成も必要だというふうに思います。これについては県、また、村の補助もあるかと思っておりますので、そういった防災士の講習会があるということもし

っかりと広報するということが必要ではないかなというふうに思いますが、また、その防災士3名いらっしゃるようであれば、その防災士が活躍できる場所を確保してあげる、また、その連絡をしてあげるという体制づくりが必要だというふうに思いますが、その辺について、村長、よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

現在4名だと思っております。ちなみに、佐藤議員さん自身も防災士の資格を取っていただいたということで、大変ありがとうございます。以前の議会でも、防災士をちゃんともっと増やしたらどうかということ、防災担当には指示をしておりますが、私の指示が不十分だったと思っております。何回か各地区に1人ずつぐらい消防でキャリアがあつて、また、取れる方はいたほうがいいなという話は、再度改めてしっかりと指示をしたいと、こう思っております。また、消防の担当とも防災士については各地区1人、また、区長さんには自主防災組織を全地域に現在つくっていただいております。各地区の防災訓練も必要だと私も思っておりますし、各地区にできれば1人防災士、つまり10何人かはいても当然いいことだと、こう思っておりますので、前向きにしっかりと取り組みたい。また、担当には指示をしっかりとします。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません。その点において、やはり自主防災組織というのを、村長のほうも前々からつくっていきたいということで、これが稼働していくことが大事だというふうに思っていますので、その辺に対して、やはり防災士、また、災害担当課では十分その災害担当が十分にいるというところではないと思っておりますので、また、その防災士の情報もなかなか流れて、今回、私、何かフォローアップ研修もあるんですが、私のほうからお願いをして研修を受けさせていただくというふうにお願ひをしました。受けられるかどうか、まだ結果は来ていませんけれども、そういった情報もしっかりと流してあげて、防災士の現状に合った研修会に、また、資質の向上を図ってやっていただきたいなというふうに思います。

それから、次に、健康福祉課長にお聞きしたいと思っておりますが、避難所の関係なんですけれども、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、避難所は3密にならないようにということで、やはり従来の避難所の2.5倍になる1人当たりの面積が確保必要だということが言われております。そういった点から、分散避難の必要性等も高まっていると思っておりますが、そういった取

組についてはどのような、今現在、取組をしていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、避難所の運営につきましては、議員がおっしゃるとおり3密を避けるようにというふうに、コロナが発生してからは言われております。

そこで、昨年の9月には、役場の担当者とケアマネさんを含めて主立った避難所のほうに行って、避難所の状況を確認してきました。広さのところでは何人ぐらい収容できるのかというような検討も重ねているところです。ただ、分散避難について浅間高原地区では、ホテルを借りて避難したらどうだというようなお声を民生委員さんにも頂いているところですが、それについての検討は、まだ入っていないという状況になっております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） そのことについてですが、やはり避難所の開設についても、これからはやはり民間の力を借りていくという、分散避難ということにもこれからは考えていかなければいけないと思いますが、茨城県など、坂東市などは災害協定を民間と結んで、バス会社やその輸送手段、移動手段が困難な方にはバス会社を使ったり、また、ホテルのそういった協定を結んでいるという事例があります。

今後、嬭恋村でも、そういったことに取り組んでいく必要があるのではないかと思います。が、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほどの3密を避けるためということで、群馬県建設業協会のご協力を頂きまして、群馬県下第1号に紙で作った壁、紙壁でございますが、これを全地域に配布を既にさせていただきました。全部で70部だと思っておりますけれども、各地区に最低5セットずつぐらいは、訓練もしまして、自主防災組織、各地区の区長さんを通して配布済みでございます。その他、詳細については今後さらに徹底していきたいと思っております。

それから、避難の話でございますが、先日の信濃毎日新聞に、小諸市さんが青木村と非常時の場合、避難を、浅間がいざというときは避難をするという協定を結んだということで大きな記事が載っておりました。

我が吾妻郡につきましては、吾妻郡6町村で協定を結んでおりまして、お互い避難するときは、浅間であれば高山さんのほう、あるいは中之条さんのほうとか安心なところに避難ということで協定を、吾妻郡内は連携した協定を結んでおります。また、協定の関係ですと、吾妻広域消防本部と佐久広域消防本部が、既に昭和50何年だったと思います。62年だったですかね、協定を結んでおりまして、広域避難についても協力しましょうということであります。

それから、法律が改正されて、平成16年9月に大きな噴火があった以降、浅間山火山防災連絡会というのがあったんですが、それが法律に基づいて名称も変わって、浅間山火山防災協議会という名称に全国一律に下さいということ、今そういう名称になっておりますが、関係をする小諸、佐久、御代田、軽井沢、嬭恋、長野原、これが避難の協定も結んでおります。

また、防災協定につきましては、千代田区さんとも結んでおりまして、千代田区が地震があったときには、水を5,000本欲しいということで、嬭恋の水を送らせて、赤ちゃんの乳をやるのに水が、東京の浄水場がおかしいということで水も送らせていただいたというような経緯もございますが、千代田区との防災協定、それから、民間でございますけれども、今、防災関係の協定は、伊藤園さんにもご指導頂きました。コカ・コーラさんにもご指導頂きました。今、飲料水関係とか、その他を含めまして、あるいは郵便局等も防災協定を結んでおります。官民が連携してサステイナブル、持続可能な社会をつくろうということで、各自治体も官民協力し合って地域の安心・安全、このためにはしっかり努めてまいりたい。

また、防災協定の一覧表については、総務課長から佐藤議員さんには、こういう協定を結んでおるという一覧表を、あるいは全議員さんにもお渡しさせられると思いますので、お渡しさせてもらえたらと、こう思っております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 東日本大震災でもそうですし、今回の豪雨による避難災害でもそうなんですが、やはり避難訓練をされるときに、ここにいる私たち議員にも同時に参加をさせていただくような方向で、各地域の避難所に防災訓練をする際には、議員を参加できるような体制づくりが必要なのかなというふうに思いますので、議長等にも相談をさせていただいて、可能かどうかお聞きしたいと思いますが。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 雨の関係でございますが、警戒本部をつくったとき、これは副村長が中心で動員をします。それから、危機が迫ったという状況になりますと、対策本部に立ち上げて変えていきます。これはルールは決まっております。地域防災計画にびしっと書いてあって、連絡網もびしっとできておりますので、よく確認していただきたい。その場合に、議会のほうも必ず連絡するということになっておりまして、私のほうから議長さんのほうに、また、議員には議長様を通して連絡警戒本部、あるいは対策本部、こういう場合には連絡網ができておりますので、より一層、また、今の地域の訓練の話がございましたが、自主防災組織もそれなりに備蓄品が、何が、どこのところに、何区に、例えばですけれども、芦生田なら芦生田の備蓄倉庫には、こういうものが、これだけありますよ、それから、発電機はありますとか、一覧表は全部できておりますので、区長さんを通して、また訓練は各地区をお願いをしておりますから、消火器の訓練もするよということと総務課のほうから消防も各分団も通して自主防災組織、何らかの訓練するときには議員さんのほうにも当然連絡をしっかりとできるような体制をつくってまいりたいと、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 災害支援本部が議会として立ち上げるということは十分承知をしておりますし、そういったところで、あと避難訓練があったときの連絡、なかなかやったんだよというのは後から聞くというようなことが多かったので、その辺、情報提供をしていただけたらというふうに思います。

それから、健康福祉課長に再度お聞きしたいと思いますが、例えば、障害者や、あと妊婦、そういった方の避難もしなければならないというふうに思いますが、新型コロナ感染防止対策の必要性を踏まえつつ、妊産婦や重度の心身障害者らに配慮した避難体制というのが必要だという、それに対しては、やはり先ほど言った分散避難というところで体育館とか公民館等ではなくて、そういったところの取組が必要だということと、そういった把握は多分、保健室のほうでされていると思いますが、災害時にも情報共有ができていて、できる、そういう体制づくりができていのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、包括センターと介護係と各事業所と連携しまして、ケアマネさんからどういった方が今、在宅でお過ごしになってい

るかということをしていただいております。また、社会福祉協議会においても障害の方のケアもしているということで、西部相談センターとも連携して、こういった方が、こういった避難時には行動が必要かということは庁内と各事業所で連携させていただいております。また、福祉避難所としまして、社会福祉協議会と、のどかさんを指定してありますので、高齢者の方には居慣れたところがいいのかなということで、その2か所に行けるような手配を各事業所とは連携させていただいているところです。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、最後に、ご質問させていただきたいと思いますが、今日は東日本大震災の発生から10年と3か月であります。繰り返される災害と立ち向かい、復興へと歩む人々の思いに寄せて、嬭恋村でも令和元年10月12日に大きな災害があったわけですが、この10月12日のその日をもって、この災害に対する訓練を行うとか、そういった研修会を行うとか、嬭恋村の自然の豊かさと厳しさを確認し合える日にするというようなこと、の取組が、住民の意識向上のためにも必要かというふうに思います。その点について、そういった取組を村として考えていけるかどうか村長にお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 嬭恋という歴史の中で、やはり記録に残る、あるいは世界的な規模ではやはり天明3年のお話だと思っています。それから、水害の関係でいいますと、嬭恋村の村史を見てもらえれば分かりますとおり、明治43年、このときに東三原で学校が流れて死者が出たということでありました。

また、水害については、伊勢湾台風、昭和35年ですか、あるいは昭和56年のカラマツがあちこちで倒れたというような災害とか、あるいは水害ですと、万座温泉の平成13年ですか、道路が欠落して、当時、小淵恵三先生、林野庁長官のところに行っても、小淵恵三先生にお世話になったと。43億円、当時のお金で、あそこの道を開通してもらったというような水害の記憶がいろいろあります。

ただし、歴史的に見て、今、佐藤議員のおっしゃったとおり、令和元年10月12日、忘れることはできません。やはり270億円ほどの被害総額ということは、これは未曾有の被害なんで、災害だったと私は思っております。この教訓を忘れるわけにはいけないので、嬭恋村防災の日、事実上、そういう気持ちを私は持っております。

今後も、議員さん、あるいは村民の皆さんのこの記憶を忘れないためにも、9月1日は関

東大震災、大正12年9月1日でございますが、防災の日で日本国は決めてありますけれども、  
孺恋村の防災の日は、鎌原が毎年供養しておる天明の8月5日、あるいは今回の水害、我々の  
今、アップ・トゥー・デート、今日の問題でいうと、10月12日を今後の将来に向かって  
の安心・安全な地域づくりのためにも「孺恋村防災の日」、こんな形で制定といいますか、  
そういう気持ちを持って取り組んでいきたいと思いますが、必要なら「防災の日」と命名し  
て、その日は訓練するとか何とか記憶を呼び戻すための啓発活動も含めて、以前から10月  
12日は忘れることのできない1日ございましたので、前向きに考えてまいりたい、こう思  
っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 前向きな答弁を頂き、大変ありがとうございます。

今後ますます7月から10月にかけては豪雨が予想されます。そういった点では、しっかりと  
災害対策に対しての緊張感と各課の連携、また、情報共有が必ず必要だというふうに思  
います。

そういったことを踏まえて、スマートシティの活用も含めて、デジタル専門家の任期付職  
員もおりますので、そういった方を十分活用させていただきながら、避難所の情報もそのL  
I N Eとかを開けば、今はいっぱいなのか密なのか、空いているのかというようなことが、  
すぐそこで確認ができるというような体制づくりを村として、やはりそれには職員間の情報  
共有が必要だというふうに思いますので、各課の情報共有をしっかりと取り組んでい  
ただくことをお願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

#### ◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

新型コロナウイルスが広がる中で、今、行われているワクチン接種は村民の皆さんに安心の光  
を届けているところです。一方で、変異株の広がり、また不安を募らせることになってい

ます。コロナ禍での課題は多くありますが、村民の不安を少しでも減らすことができるようにしたいと思っているものです。また、いつでも村民が主人公の姿勢で議員活動をする思いを込めて、質問を行います。

まず初めに、新型コロナ感染に関わる支援策についてです。

新型コロナ感染はおさまりそうにありません。婦恋村内でも感染が確認されたりして、村民の不安も消える様子がありません。新型コロナ感染問題は今年の年初めからなので、とても長期間になっています。村内では、仕事を失ったり事業を休まざるを得なくなったり、売上減なり事業継続に不安がある業者など、様々な状況になっている方々がおります。

村としても、事業者支援、子供支援など、取り組んできましたが、先ほど述べたように長引くコロナ感染状況により、村民一人一人も自粛生活の疲れや生活が厳しい状況の方々もいらっしゃいます。

そこで、新たな支援策として、次の3点を提案しますので、考えをお聞かせください。

①村のある方から、「長野原町は一人1万円の商品券を3回目配られたそう。婦恋村はその後何もないね」と声をかけられました。

先ほど冒頭に述べたように、コロナ感染により失業したり働く時間が縮小したり、売上減により収入源など、村民の生活は厳しい状況になっていることは確かです。

ここで、村から村民一人一人への温かい手当てを求めるところです。村長の考えをお聞かせください。

②村内でも感染により休業された業者がおります。こうした場合に、該当業者に休業補償もしくはお見舞金などがあつたら温かいかなと思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

③感染が広がる中で、検査を希望する声を聞きます。感染拡大を抑えるためにワクチン接種対象外の年代の方で、PCR検査や抗原検査、これは現在は発熱など、体調が悪いときは医療機関が認めて無料で受けられますけれども、それ以外で希望する方に補助金を出す考えはありますか。これは、特に年齢の低いお子さんを持っているお孫さんのことを心配した方からの声をお聞きしましたので、質問させていただきます。

次に、一人1台のタブレット配布についてです。

今年度より小・中学校において、一人に1台のタブレットが配布されました。今日の児童・生徒たちは、生まれたときからこのような機器に触れているので、スムーズに使い方を覚えられるかもしれませんが、教育現場において心配なこともありますので、幾つか質問し

ます。

①Wi-Fi環境のない家庭の実態とその対策はどのように考えているのか。

②タブレットの授業は始まったばかりですけれども、目への影響も心配があります。使用時間など、どうなっているのでしょうか。授業のときに休憩を挟んだりしているのかどうか、実情を聞かせていただきたいと思います。

③タブレットの管理についてですが、使わないときの保管方法、充電方法、もしも仮に壊れたときの対処、児童負担、生徒負担になるのか、学校になるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

④先ほど②で触れた使用時間ですが、今日の子供たちは小さいときからスマホやパソコンに触れて育っています。そんな中、現在、社会的にもこのような機器に触れる時間数のことが問題になっております。教育現場の方々にお聞きしましたところ、スマホやパソコンのことで長い時間使うということで、10数年前から取り組んできているところで、なかなか難しい問題ですとのことでした。教育委員会として、今後このような事象にどのように対処していこうとされているのか、お聞かせいただければと思います。

⑤電磁波障害についてです。タブレット授業は始まったばかりなので、無線周波数電磁波による健康被害は現れていないと思います。今後、電磁波過敏症の子供や目への刺激による弊害への対応も必要になると考えられます。例えば、電磁波過敏症の子供のために無線LANを有線に切り替えるとか、子供たちの目を守るためにタブレットにブルーライトカットシートを貼っている自治体もあります。今後、このような事態が生じた場合には、予算措置を取ることが必要と考えます。その点についてのお考えをお聞かせください。

以上、明快な答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けて2つの質問がございました。新型コロナ感染に関わる支援策についてが1つ、もう一つは、一人1台のタブレット配布について、この問題点についての質問でございました。

私のほうからは新型コロナ感染に関わる支援策についての質問に対しましてお答えをさせていただきます、2点目のほうにつきましては教育長等にお答えをさせていただけたらと思って

おります。

まず、新型コロナ感染に関わる支援策についてございました。3点の要点がございました。

第1点目が、コロナ関連により村民の生活が厳しい状況であると、村民一人一人への温かい手当を求めますと、2点目は、感染により休業された業者への休業補償、もしくはお見舞金などがあつたらと考えますが、いかがですかということでした。3点目は、感染拡大を抑えるためにワクチン接種対象外の年代の方でPCR検査、抗原検査、抗体検査を希望する方に補助金を出す考えはありますかというご質問でございました。

まず、第1点目でございますが、コロナ関連によりまして村民の生活が厳しい状況になっていることから、村民一人一人に温かい手当をとのご提案でございます。

先ほど議員もおっしゃられましたように、これまで嬭恋村では状況に応じ、様々な支援をできる限り講じてきたところでございます。固定資産税支援に関しましては、ほかではない支援であったと考えております。このように、各町村での感染症に関わる支援はそれぞれ異なっているのが現状であることから、ご理解をいただけたらと思っております。特に、我が村は基幹産業、キャベツの産地でございます。第1次産業を守るために4,000万円というような補助を議会のご承認も頂いて、各産業別に手を打ってきたということでございます。

まん延防止等重点地区につきましては、13日で群馬県は解除されるということが決定されました。これらのことから、今のところ新たな支援については考えておりませんが、リバウンドによりさらに状況が悪化した場合など、検討の必要があると考えております。

2点目の感染により休業された業者に対しまして、休業補償などはというご提案でございました。

こちらに関しましては、このような事業者の特化した支援などはないということでございます。今ある支援金等の活用や融資制度の利用などが現状のようでございます。こちらにつきましても、今後さらにこのような事業者が増加するような事態になれば検討が必要であるのかなと考えておるところでございます。

3点目でございますが、感染拡大防止のためにワクチン接種対象外の年代の方で各種検査を希望する方に補助金を出す考えはあるのでしょうかというご質問でございました。

伊藤議員もご存じのことと存じますが、現在の新型コロナワクチン接種の対象者は12歳以上となりました。議員ご質問の接種対象外の年代の方となると、11歳以下の子供たちということになるかと存じます。この年代には限りませんが、発熱などの症状がある人に対しては、

診察した医師がPCR検査等の必要を認めた場合は、公費での検査となります。また、村内でも発熱で、これはPCR検査を受けたほうがいいですよと言われた方は、相当数に現在も上がっております。

このような状況から、今のところ、症状のない子供たちが自費で受ける検査に対しましての補助金は、現在では考えておりませんが、学校や幼稚園などでクラスター等が発生した場合など、検討の必要があるのかなと考えております。

また、西吾妻福祉病院では、6月1日から病院内でPCR検査の結果が1時間弱で判定できる検査機器も導入され、検査体制がより一層充実したことも併せまして、今後、必要に応じて考えてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤議員の一人1台のタブレット配布についてのご質問にお答えいたします。

まず、議員の皆様のご理解を頂き、本年度4月より小・中学校ともに児童・生徒一人1台端末の配布及びその活用がスタートしました。各学校では、着々とタブレット端末を活用した新たな学習の取組が進んでいます。今後は、さらなる積極的、効果的な活用とその成果が期待されるところであります。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、ICTを活用した新しい学びが期待される一方で、課題や心配なことも少なくありません。

ご質問のWi-Fi環境のない家庭についてであります。中学校において5月中旬の調査では、環境の整っていない家庭は約4%、8家庭9人です。小学校については、現在調査中です。1学期中は学校内での使用を基本としています。もし、臨時休業等でオンライン授業を行うことになった場合には、環境の整っていないご家庭への対策として、スクールバスを運行し、学校でのオンライン授業を考えています。

今後、環境の整っていないご家庭には、趣旨、必要性等をご理解いただき、Wi-Fi環境を整えていただくようお願いをしていく考えです。

なお、通信費の支援の必要なご家庭については、援助費支給を行う予定であります。

2つ目のタブレットの使用時間についてですが、タブレット端末活用の効果は認められているものの、学習の全てにおいて必ず使うというものではありません。授業の狙いを達成す

るために、より効果的な手段としての方法の1つとして、タブレットもその選択肢の1つと考えるべきものです。発達段階はもちろん、学年や教科、学習内容、学習方法等によって、その日の活用頻度と使用時間は違ってきますが、授業における使用時間は1日およそ2時間前後と考えています。

タブレットの管理についてですが、充電を兼ねた鍵のかかる保管庫が小・中学校ともにクラスごとに設置してあります。現在、中学校では朝、担任が鍵を開け、使用時に持ち出し、使用後は保管庫へ戻す。帰りの会に担任が鍵を閉めるといった管理を行っています。また、小学校については、使用場面ごとに担任が鍵が開け閉めするといった管理を行っております。

導入しているタブレットですが、落下や水害、衝撃等に大変強い構造になっているのが特徴です。転校生や、もしもの破損の場合への対応として予備も備えてあります。故意でなければ、故障、破損等については、基本負担はありません。

4つ目ですが、家庭における長時間の使用について、以前より議員おっしゃるとおり、長時間におけるゲーム、SNS、動画視聴等、メディアとの不適切な関わり方が大変大きな問題になっています。教育委員会としては、この課題解決に向けて家庭学習におけるタブレットの活用の仕方を含めた適切なICTの活用をはじめ、ICTリテラシー、情報モラル等の充実について発信、推進していきたいと考えます。

最後になりますが、電磁波障害における健康被害についてですが、今のところ、特に問題となる具体的な報告は耳にしていません。しかしながら、今後、電磁波による弊害や課題についての検証等も進むものと考えます。弊害や課題等が明らかとなった場合には、適切に必要な対応及び措置を講じる必要があると考えます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 大きな1番の①についてですけれども、村長としては、今現在考えていないということですが、以前にも私はこうしたことで何かほかの対処をとるので要望したことがありますけれども、これまで私がまとめたところでは12の施策、飲食・宿泊業とかまでやっているわけですが、その中で若干予算が残ったりしているし、今年度への繰越予算は8,000万円ですが、そこで農業のほうに、たしか4,000万円だったかなと思ったんですけれども、使うようになっているけれども、この間の報告ではたしかまだ半分以下になっているし、そういったところでは村長のほうに気持ちがあればお金のやりく

りはできるし、以前質問したときには、これは今年度、今年の9月に決算するときにはいろいろきちんとまとめることができるというので、まだまだお金の動きは可能性があるというふうに言っていましたので、私は例えば、みどり市のようにでもいいから、5,000円券にするとか、やはりそれは私としては必要だと思うけれども、それでも村長はそういうお金のやりくりをして何とか4億1,000万円のコロナ交付金でやる気はないのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、伊藤議員が12施策とおっしゃっていただきました。そのとおりで、しかるべく業界に対して、基幹産業、あるいは飲食関係、あるいは観光関係、あるいは商品券ということで子供たちの手当てというようなことで、いろいろな対策を講じてきました。特に、固定資産税の件では6,380万円というような大金もお願いを議会にして、それなりの対策を取ってきたということでございます。

会計法上、予算は単年度主義、通年予算ではございませんので、5月末で出納閉鎖をいたします。したがって、今回繰越明許費のほうは補正予算で、冒頭、今回の議会でお話しさせてもらって了解得ましたけれども、明確に単年度主義の会計法上の原則もありますので、何年も何年も永久に使えると、こういうものではございません。

したがって、予算が余っているから使えるであろうと、そういうものではないので、しっかりとその辺は伊藤議員さん、ご指導、ご理解をいただけたらと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） コロナ交付金のことでは、今年の9月の決算にきちんとというので、それまではちょっと動かしたりできるというか、そういうのがあったのが1点、それが単年度会計というのは知っているつもりなんですけれども、そうしますと、私としては、これまでの行事がなくなったりとか、そういうのでも村長のほうからも4,000万円から、そのくらい浮いているという言い方していいのかどうか分かんないですけれども、そういう答弁があったことがあります。そうすると、それは昨年度から今年度に繰越しになっているわけですよ。それは、私の気持ちとしては、村民が、つまごい祭り、キャベツマラソン、全部そういうものが文化祭もなかった。そういう中で、コロナ禍の中でいろいろ自粛したりしている、そういうところに村から少し温かい手を伸べてほしい。

だから、長野原は1万円が3回で1億5,000万円ほど使っていますけれども、そこまでしなくても、村長の気持ちとして、村民に本当にご苦労さまという、コロナ、もうすぐワクチンも打って落ち着きそうだということで気持ちを何か示していただければというのがあるんです。これまでに、例えば、新生児支援とか、先ほど健康福祉課長から出された非課税世帯へのというのも、いろいろ国もやったりしているけれども、例えば、やる気があったら新生児支援の一人10万円は、そこは頂いているから、そこは抜きましょうとか、何かそういうの、データを持っている当局としては、やる気があれば予算を動かすことが私はできると思っていますんですけれども、そういう気持ちがないんですしたらと思っていますけれども、ぜひその点、答弁していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 財政的なお話を私のほうからさせていただきますけれども、5月31日が最終的な令和2年度の決算の締めになります。今現在、6月の今日は11日なんですけれども、これから決算の関係についてはいろいろ各課に報告をさせていただいて、9月までには議員の皆様には決算の報告をさせていただけるということです。今現在、幾らあるからこうだとか、そういったものをバンバンこれから予算づけをして使うということは、今のところ、総務としては、私のほうの財政担当としてはそういったことは考えておりませんので、ご了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 最後に、この問題で、じゃ、コロナ交付金の4億1,000万円は、予算は確かに4億1,000万円になっているんです、今年の繰越しは8,000万円だから。だけれども、そこら辺の変えるというに変ですけれども、私が例えば、昨年の予算ので学校給食費のコロナにより業者さんに断っちゃったからって、そのキャンセルへのお手当金とか慰労金というので出したのは、そういうのは当初予算で組まれているんだから、そういうところにコロナ予算を使わなくてもいいんじゃないかとかという提案をしたけれども、そういったことは令和2年度予算でできなかったのかどうかということ。それは、総務課長にちょっと財政上のことで確認しておきたいと思っていますけれども。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 私のほうから、先ほども同じことの繰り返しになるんですけれど

も、現在幾らあるから、どうやって使うんだということは、その辺についてはコロナ対策等について、じゃ、これだけ繰越予算があるから、どんどん使っていていいということは私のほうから申し上げることはできません。それで、決算も含めて、これだけ財政的にはあるから、じゃ、今後どうしましょうかということ、またご議論していくということ、私のほうからはそのくらいのことしか申し上げられませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） 私のほうから少し補足をさせていただきますが、コロナ関連の予算として国から頂いているものは、全て国の事業、どんな小さいものでも事業承認を受けて進行しています。したがって、余ったからといって、ほかのものに使うことは許されておりませんし、繰越しもしっかりと、その繰り越した額をしっかりと今年で使い切るということを条件に歳入歳出併せて予算組みをしておりますので、今の段階でコロナ交付金が何とか工面できらるうということは、予算の編成上、あり得ないことだというふうに思ひます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、副村長からコロナ交付金の今、今年中には使い切るということ、この今年というのは令和3年なのか、それとも、このコロナ交付金4億1,000万円来たのは、いつまでにはっきりと出すのか、その辺がしっかりしていないので、ちょっと私が疑問に思ひ、まだ猶予があると思ひたわけですけれども、そういう説明を過去に受けたことがあるの。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけれども、地方創生の臨時交付金ですね。3回に分けて決定いただいて、総額約4億円ということですが、最後の通知を頂いてから、とても令和2年度中に使い切れないという部分を3年度に繰越しをさせていただきますのが8,000万円だと思います。それは、それぞれ事業計画を承認をさせていただいて使い道が決められるということですので、期限については3年度中というようになりまひます。ですから、2年度末に国のほうに事業計画を出しておりますので、それ以外に充当はできないというようなことで、いずれにしても、頂いたお金ひ100%使い切るといひはしないといひけないと思ひますけれども、余ったから、あちこちというわけにはいかないと思ひます。

あと、スクールバスだとか給食センターの関係ですけれども、そちらのほうは臨時交付金で営業補償等させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、このコロナ交付金については令和3年度中にといい、まだあるわけですけれども、1つ確認したいのが、先ほど言ったように、例えば、給食のことは私が当初予算に組んでいたんだから、何もコロナを充てなくてもいいんじゃないかという質問したことがあるけれども、そのときに決算というか、この3年度中にといいところで調整というか、するようにしたというから、私としては、もしも、それが使い道をコロナ交付金を使わないで当初予算で対処するとしたら、一般の予算のほう、コロナ交付金が余るわけだから、それを積み重ねていけば、もしかしたら、住民一人一人に手当てができるかなという思いだったんですけれども、そういう国にコロナ交付金の使い方を申請しちゃって、それで許可を得ているから、もう絶対動かすことはできないというものと考えればいいことなんですか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 佐藤幸光君登壇]

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの質問ですけれども、これは予算の考え方になると思います。最初に一般財源を組んどいて、後からそれは国のほうでも対象になりますよというふうになったことによって、じゃ、国から頂けるものをまずは活用しようということの考え方で今に至っていると思うんですね。基本的には、私は財政担当課ではありませんけれども、一般財源を節約をするというのが、まずは根本にあって、今に至っているというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、今いろいろ質疑して分かったわけですけれども、一般財源を少なくするために交付金っていう答弁がありましたけれども、私としては、一般財源は必要でやったので、やはりコロナのほうに使うことが、やはりコロナ対策交付金だと思うので、その辺でちょっと私は当局とずれていると思うし、今、本当に村民はコロナにより失業したり、本当に1月頃には日々の灯油代も困るとか寄せられたんで、私はそういうところに少しでも温かい手をとったんで、今後、補正予算で、もしもそういうことが入れられたらば、5,000円とか3,000円とかでも、そういう村民は気持ちでいますので、その点は今後への要望として、この質問は終わりにしたいと思います。

次に、休業補償とか何かについては、これもできないというんで、私も事業にはいろいろ

補助があったり貸付けもあったりしているけれども、実際本当に困っている業者は、もうこれ以上借りたら返せない。去年1年前に借りたのは、もうそろそろ返す時期になっているからというので、借りることはできないというような現状のお話も聞いております。だから、私としては、これは令和元年の台風と同じように、本当に被害というか、被害だな、災害だなという思いがあるので、せめて見舞金とかということも考えたわけですがけれども、台風的时候にはいろいろ災害給付金もらったほかに、村からもお見舞いもやったりしたから、そういうことができないかという思いですけれども、それは無理でしょうか。それも1点お聞きします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 火事見舞金、あるいは災害につきましては台風19号、令和元年東日本台風の時も、災害被害者支援法という法律があつて、国から出ると、県から出るという制度もあつて、それに対応して村もやりましょうということで議会の承認も得て、家屋等全壊、あるいは半壊等については、皆様方にはお見舞金の形で支給制度を設定して支援をさせていただきました。

現在コロナの関係で、もう新聞で見ているとおり、莫大な中小企業にお金は今、回っております、昨年以降。政府系の金融機関から中小企業に対して莫大な資金がいろいろ、どうぞ使ってくださいと、これの返済期限がじきじき決まってくるということも伊藤議員ご存じだと思っております。本当に苦しいんです、中小企業。そういう企業はたくさんあつて、また、民間企業、地方銀行同じです。政府は保証したりして、どんどん金を、つぶしちゃまずいということで莫大な資金が今、出ているわけです。政府のほうから融資が出ていますよね。そういうことで、これは本当に今、大変なことだと。また、国の借金も見てもらえれば分かるとおりですよ。3回補正、国は取りましたけれども、102兆円の当初予算に対して170兆円だ、70兆円も赤字国債発行しているんですよ。国もこれを返済しなくちゃならんと。若い世代が返済しなくちゃならんと。中小企業に対して国がどのくらい融資しているか、融資資産で、ぜひとも日本銀行なり政府系金融機関のホームページも出ていると思いますから、確認してみてください。この返済が始まると。ただし、何としても、みんなで力を出し合つて中小企業を守る、そして、小規模・零細業者を守るということで、政府も、あるいは47都道府県も、また基礎的自治体である我々も、できる限りのことを、国のほうの地方創生臨時交付金等も活用しながら支援をしてきておるということであります。

今後、状況に応じて、どうしても必要だということがあれば、また、議会の皆さんとよく協議をして、必要な支援があれば手を差し伸べてまいりたいと、こう思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長から火事とか水害は国のいろいろな法令が決まっているという、それは分かっているんですけども、お見舞金は村の条例で決まっていると思うんですよ。だから、その中にコロナというのは最近できたものだけだからだけれども、同じように、本当に私は災害だと思っているので、何かその条例の中に、その他とかというのが、もしあったりしたら、本当に気持ちで1軒1軒にお見舞金を出すということぐらいは、もしかしたらできるんじゃないかって、村長は国の大きな借金のことを言ったけれども、私はこの村の中で何か村の人たちにやってあげられないかという思いでありますけれども、もし、条例で見舞金の条例があったら、その他というのがあったら、その他の部分で出せたら出してほしいということを要望しておきます。自分も条例を後で確認したいと思います。

次に、検査のことですけれども、11歳以下になるから大した対象者はいないと思うんですけども、実は私のところに宿泊に来た方は、結婚式があってPCR検査をして参加したということでありましたけれども、そういうもしものいろいろな、例えば、大事な方が亡くなって葬式に行くというのも、今なかなかできないけれども、何かで用があって行くときに、対象者としてはそんなにないと思うんですけども、そういう希望者にやってあげたらというのはどうかと思って、仮にPCR検査が3万5,000円で抗原検査が2万5,000円もかかるというから、やはりここに村からの少し本当に、犬とか猫の避妊と同じように5,000円でもとか何か、そういう気持ちがあったらという思いで、この質問をしましたけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほどご答弁させていただきましたのが原則だと思っております。ワクチンの接種の状況に応じてPCR検査、あるいは抗原検査、あるいは抗体検査、おのおの量が減ってくる、必要性がなくなってくると思っております。それでも、どうしても必要な方等があれば、それは熱があれば病院に行って、ちゃんと先生がいいと言えれば無料でできるわけですから、払うというのはお医者さんに行って熱がある、様子がおかしい、あるいは喉がガラガラするというようなことでも、先生がPCR受けてくださいと、お医者さんが言え

ば無料でできますので、ぜひともそういう方については、そういうことを利用してもらっていきたいと思っております。

なお、熱がなくて受けるとかという話で11歳以下となると、そんなに多くないのではないかなとも推測もできます。そういう必要性がたくさん生じて、クラスターが生じたということならば、生じるおそれがある、あるいは何人か出てクラスターを生じるおそれがあると、あるいは幼稚園で発生した、保育園で発生しましたとか、3人、5人出ましたというような状況があれば、それは緊急事態で何か対応を考える必要があるであろうと、事前にやるのも対応があるであろうと。

それと、ワクチンの接種によって、抗体の方がどんどん増えることが一番望ましいと、ワクチンをイスラエルだとかフランス、ギリシャも、もうお客さんをどんどん入れると、イタリアもですね、いわゆる集団抗体ができつつあると、66%が抗体ができれば集団抗体ができたと言われるようでございますが、医学的にはですね。集団抗体ができればワクチン効果もあって、そういう状況にいかに早くなるかということだと思っております。

我が村では、今、31日までにご回答いただきまして、全ての村民に受けたい方ということで確認を取らせてもらいました。12歳から15歳まではまだですけども、3,638名受けたいという方がいらっしゃいますので、今それをどのように、いかに速く、スピーディーに打つかということをお話を迎えております。早く順序立てて、きちっと村民に1秒も早く、1日も早く、丁寧に、そして、健康に本当に留意しながら、早く打てるような体制を、もうじき組んで、村民にも告知をしていきたい。それによって、いわゆる集団抗体、これを一日も早くつくることだと、こう思っております。

集団抗体ができてくれば、当然発生者も減るという現実もあるわけですから、これを見ながら、ただし、伊藤議員のおっしゃるように幼稚園とか保育園とか小学校低学年で何人か集団で出たというような場合は、これはもう本当に学校、教育委員会とも話して、全てが早急に受けると。

それから、時間が今、抗原検査は20分、30分、それから、PCR検査は先ほど担当課長が申したように1時間、西吾妻福祉病院で受けられます。臨機に、機に応じて、必要が生ずればしっかりと対応してまいりたいと、この思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、今の③番については、先ほどの答弁でもクラスターが生じたら

検討するということがありましたので、それはぜひ、沖縄のほうでは子供がかかることが多くなってきたんで、きっと村民もそれが心配になったのだと思いますので、そういうときには、ぜひ検討じゃなくて対処していただくことを要望しておきます。

じゃ、次の大きな2番ですけれども、Wi-Fi環境のないところは小学校の現状は今、調査中というんですけれども、それがいつ頃はっきりするのが1つお聞きしたいのと、それから、Wi-Fi環境のない方は、もしものときにはスクールバスでということでありましたけれども、もう一点が、ちょっと通信費と、そういうものについては、もしかしたら保護者負担になるということになったら、教育の無償化でやっているところなのに、そういうことがあっていいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤さん、一問一答ですので、一問でお願いします。

○9番（伊藤洋子君） ①番について、もう③番はこれで要望します。①番のことを、Wi-Fi環境についてお聞きしたいんですけれども……

〔「マイク」と呼ぶ者あり〕

○9番（伊藤洋子君） すみません、先ほどの③番については要望して終わりにしました。タブレットのほうで①番について今、質問したんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

小学校の調査、途中ということなんですけど、これは実は理由がありまして、中学校レベルでいきますと、生徒が接続に当たって、生徒独自、個人でできるものなので、それを指導すれば、すぐそれが対応できるということなんです。そんなことで早々に、まずは中学校のほうで調査を入れてみたということなんです。

小学校のほうは、やはり低学年はもちろんなんですけど、ややもすると、中学年ぐらいまでについては接続についてIDだの、あるいはそういった入るための用意というのがなかなか個々にはできないということがあります。説明しても、その部分についてはやはり保護者の皆さんにご協力いただかなくてはならないというような部分がありまして、ここは慎重に丁寧に調査しないと、なかなか実際に、そのご家庭に対してどのように対応していくかということについて、やはり慎重に扱わなくちゃいけないということから、小学校については夏休みに入るまでぐらいにしっかりと、それが確認ができればいいだろうということで小学校のほうにはお願いしてあります。もちろんぐっと構えているわけじゃなくて、不測の事態が生

じる場合もありますので、準備が出来次第、調査のほう進めていただきたいということでお願いしております。

それから、家庭におけるWi-Fi環境ということなんですが、どのくらい出てくるかというのは、小学校含めて検討していかなくちゃいけないんですが、実際にはGIGAスクール構想によって、学習方法の範囲というのがいろいろ広がったということですね。タブレットを使うというようなことですから、学校環境については、当然議員の皆様のご理解頂いて、4月当初にスタートできるように整備されました。

さらに、今、子供たちが個々において学習をしていくドリルとか資料作成ソフトみたいな、そういったものがあるんですが、学習支援ソフトというんですけども、それを今、入れようということを進めているわけなんですけど、そういったものを着実に取り組んでいただくということですが、これが実は、学校のそういう教育の中でそういったタブレットがいろいろ使える反面というか、プラス家庭でもそういったことができますよというのがGIGAスクール構想なんです。となると、学校と違って家庭の教育環境というんですか、学習環境というのがあるんですが、この部分については、やはりなかなかそれぞれのお考え、あるいはこれまでのそういったいろいろな取組によって、家庭環境は一律にはできないということがあります。

そんなふう考えたときに、その設置部分についてはやはりご家庭で、ぜひお願いできればなというところで今、考えているわけなんですけど、なかなかその辺のところが進んでいかないという部分ももちろんあるんですけども、実際に各ほかの家庭については各ご負担によって、これまで入れて活用されているというような方法もありますし、それを今、入っていない家庭全てに公費を投入することが本当に、例えば公正とか、あるいはバランスとかと考えると、果たしていいのかどうかということも含めて十分検討しています。

他町村の取組についても情報を得ながら進めているわけですが、いずれにしても、日常的に使う通信費というものについては、要・準要保護等のその支援の範囲の中に今後入ってくる予定ということですので、その通信費については公費での負担ができるであろうということで今、進んでいます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、通信費については要保護・準要保護は対象になるということですが、やはりいろいろなルーターについても、もしかしたら就学援助金を使えるようだ

ったら、そういうものを活用したりして、やはりこれは、GIGAスクールは国が進めることだから、それによって保護者負担というか、そういうのが出るというのは、新たに生じるというのが困っている家庭については対処していったほしいなと思いますので、その辺はぜひ今後よろしくをお願いします。

次に、②番ですけれども、いろいろ工夫しているということで、1日2時間を限度にといいことですけれども、テレビ等で見ていると、先ほど言ったブルーライトによる障害も出てくるし、1日4時間以上やったら脳が本当に侵されてくるかってあるから、家庭との環境のこともありますけれども、学校では1日2時間といたら随分多いなというのがあるので、今後、教育現場のほうとも検討して、これはあまり多い時間にしないでほしいというのと、休憩等を入れてやっていらっしゃるのかどうか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

2時間というのは、2時間前後、現段階において使っても、そのくらいだろうということで、実際にどのくらい使っているかということは確認はしていませんが、これまでに小・中学校全ての学校において、局長と2人でタブレットを活用した授業ということで授業参観をさせてもらっています。その中で、集中的に使うというのは本当に15分ぐらいですかね、1時間の中でも。これからそういったものがどんどん慣れていく中で、例えば、調べものはもちろんなんですが、他のいろいろなものに対して、そういったものを使うという場面も出てきますので、その辺の活用の時間というのは今後増えていくのかなというふうな心配もあります。ただ、その辺のところについては、議員がおっしゃるとおり目の健康とか、あるいはブルーライト云々という話もありましたので、そういったことも含めてなんですが、いろいろ課題というのは出てくると思いますので、そういったものに対してやはり慎重、丁寧に扱っていきたいなと思います。

やってみて初めて、ああ、こういったものも必要だとか、これが欠けているんじゃないかとか、ここは心配だというのは出てきています。それが先ほどお話を申し上げましたように、学習支援ソフトというのがやはりどうしても必要だということであって、今回の補正でお認めいただいたわけなんですけれども、ちなみに学習支援ソフトについては、本当にドリル形式で、すごい量ありますので、そういったものを自分の能力とか学力に応じて使えるような

ものが入れられます。

先ほどブルーライトとか言いました。それから、いろいろ規制をかけなくちゃならないものとか、当然そういったものは、基本的なものはかけていますが、先ほど言ったようにやっていく中で、どうしてもいろいろ課題が出てきますので、ブルーライト防止の関係につきましても、今後、状況に応じて前向きにその辺のところは検討し、必要があれば、そういった形でまた、予算を費やしていただくというようなこともあるかなというふうに思います。

いずれにしても、まず、スタートしました。活用しています。その中でいろいろ課題が出てきています。そういったものに対してしっかりと対応していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、教育長のほうから5番目の質問についても答えていただきましたので、4番目、④番ですけれども、ここら辺が一番今後、課題ですけれども、保護者との関係で、家庭との関係でも学校で1時間で、家庭に帰ったらゲームやったり何なりって、そういうものがあると思うんですけれども、その辺で電磁波障害とかも出てくるし、やはり集中力がない、思考力もなくなってくるというので、アップルのスティーブ・ジョブズさんという人は、自分の子供にはこういうタブレットを持たせなかったということも言われているくらい、これから問題になると思うんですよ。その辺を保護者との関係で、どう啓蒙活動とかしていこうとしているのか伺いたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、先ほども答弁させていただきましたが、このICTを含めたアウトメディアとかメディアの問題については、これまでも大変大きな問題になっています。これまでというか、今もそうなんですけど、基本スマートフォンは子供たち、小・中学校には買い与えないと、持たせないというのが教育委員会の姿勢でありますし、基本であります。しかしながら、昨年度、所持率を確認したところ、中学校がおおよそ90%、これは親が持っている物を使わせてもらうということも含めて、それだけのパーセント、所持率があります。活用ができる状態であるということです。小学校についても、かなり多くの子供たちが、実際に個人の物を持っているというのはさほど多くはないんですが、実際問題、お父さん、お母さんの持っている物を使って友達とLINEをしたりゲームをしたりということにはあり

ます。

そんな中で、今はそういったものを使わせないんじゃなくて適切に使わせると、そういうふうな指導に変わってきています。

ここで、先ほどから話題になっていますGIGAスクールの関係で、タブレットというようなものを持たせることになりましたので、当然、今後は家庭にそれを持ち帰って学習をしますが、ややもすると、先ほど言った規制もあるんですが、規制をかけないといろいろなゲームを含めてということもあります。これについては、学校単位というよりは婦恋村として小・中学校においてはということ、当然発信していきますし、今、校長とその辺のところについて、具体的な指導、あるいはお願いを考えているということでもあります。

いずれにしても、子供たちに、ただ使わせてはいけなとかではなくて、先ほど言ったように、情報活用能力というのを高めなくちゃいけない。これがICTのリテラシーになりますけれども、情報活用能力を高めるための指導や学習、こういったものは総合的な学習の時間、特別活動、あるいは道徳ですね、新しい道徳なんです、道徳とか、あるいは社会科とか、そういったところでそういった活用能力をしっかりと高めるということで、ただ単に遊び、ただ使うだけのものではないということをも身につけさせていると。

さらに、情報セキュリティも含めて、情報モラル教育、これについてはこれまでもそうですが、要するに知識やルール、マナーというものを子供たちに身につけさせていくということでもあります。

これは、先ほどもありますように、義務教育であれば、おうちの人と子供というのは一体でありますので、家庭に対しての支援、協力、あるいは必要に応じては指導というか、かなり踏み込んだ形でお願いをしたり、あるいは取組をしたりと、そんなふうなことも必要なかなというふうに考えております。

具体的なことについてはこれからになりますけれども、そんな姿勢を持って取り組んでいきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 確かにこれは保護者と学校との中でいろいろやっていくので、大変なことだと思いますけれども、今、始まったばかりなので、これからがいろいろ電磁波の障害も出てくると思います。私もこういうスマホとかタブレットが必要ないということじゃなくて、これからの一人の人として使うことができるということ、使われるということじゃなくて使える人間になっていくというふうなことは必要だと考えております。ですから、今後、

そういう使い過ぎ、使われ過ぎというか、そういうことは現場とよくやってほしいのと、やはりブルーライトは目に刺激を与えて、失明にもなったりする危険性もあるので、そういった現象が現れたら、予算化をきちんとするとか、そういうことを要望しておきたいのと、それから、これは教育とは関係ないけれども、職員もすごくパソコンの前に座っているので、職員の方々にも適当な休憩を取ったり何なりして、より健康な環境で仕事ができるようにすることを村長にも求めて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 零時59分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

---

◇ 石 野 時 久 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、石野時久君の一般質問を許可します。

石野時久君。

〔3番 石野時久君登壇〕

○3番（石野時久君） 議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

役場職員の副業許可についてということで1問目を質問させていただきます。

政府が働き方改革の一環として、会社員の副業と兼業を推進する方針を打ち出す中、地方自治体にも副業解禁に向けた動きが広がっているとのことです。

私は、公務員の副業は完全に禁止だと思っていたのですが、今年の4月の日本農業新聞に、大きく「地方公務員副業の波」と掲載されており、農作業、地方振興等においてコロナ禍で貴重な人手になっているとありました。例として、和歌山県有田市では特産のミカンの収穫を支援しているとあり、神戸市は2017年4月に地域貢献制度を設け、職務以外に報酬を得

て地域活動に従事する際の基準を明確化したとのことでした。

地方公務員の副業は、地方公務員法第38条で営利目的の活動や団体に関わることは禁止とされているのですが、首長など、任命権者の許可があれば可能であるのです。

総務省によると、2019年4月の時点で、副業を許可する基準を設定している自治体は全体の39%に当たる703団体あるとのことでした。この統計は2年以上前のものであり、現在はさらに増加していると思われます。

本村の基幹産業である農業は、コロナの影響で外国人技能実習生が来日できず、労働力確保が課題となっています。観光業においても、コロナ脱却後には人手が必要になることでしょう。また、福祉関係においても手助けできる職員がいるのではないのでしょうか。

異業種に関わることで直接村民とコミュニケーションを取れることはスキルアップにもつながり、地域の産業を学べる機会でもあります。そして、収入が増えることは納税額も増えることであり、様々な面で地域貢献や地域活性化につながるのではないかと考えます。

公務に従事する者として信用をなくすことなく、秘密を保持し、本業への支障を来さないといった基本的に守るべきことは守っていただき、職員が持つ能力を郷恋村のために生かせるように本村でも早急に副業解禁に向けて制度を明確に設定すべきと考えます。村長のお考えをお聞かせください。

2問目です。出産可能な医療機関の設置についてということをお願いします。

生活の安全・安心を考えると、医療の充実は必要不可欠なことです。しかしながら、地方の町村においては人口減少が進む中で、非常に難しい課題だと思います。

そんな中で、今回は出産可能な医療機関について注目してみたいと思います。

以前は、郡内においても数か所の産婦人科で出産が可能であったわけですが、皆さんご承知のとおり、現在、婦人科はあるものの出産できる機関は残念ながらありません。吾妻地域で唯一の出産機関であった西吾妻福祉病院が2019年に産婦人科医が一人と少ない上に、急な帝王切開手術などに対応する麻酔科医が不在になり、体制が不十分になったために休止して以降、2年以上にわたり空白が続いています。

現在、村民は出産のための医療機関となると沼田市や渋川市または長野県内等の機関での受診を強いられているところであり、遠方までの通院は大きな負担となっています。

ここで、郡内の人口を見てみると、6町村で約5万1,000人が暮らしております。この人口は沼田市の4万5,000人や富岡市の4万7,000人を上回る数字であります。人口密度や近隣の町村との兼ね合いもあると思いますが、沼田市には2か所、富岡市には1か所、出産可

能な医療機関があるようです。これらのことを考慮すると、郡内に1か所は出産できる機関があってもしかりと思えますし、強く願うところであります。

これからの孀恋村を背負っていかれる若者や子供たちの将来のために、郡内町村に働きかけて出産可能な医療機関の郡内設置のための組織を立ち上げていただき、オール吾妻で実現に向けて行動を起こしてはいかがかと考えますが、村長にお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目、役場職員の副業許可についてでございますが、これにつきましてお答えさせていただきます。

地方公務員法第38条では、職員の営利企業への従事等の制限を定めています。この法律では、任命権者の許可を受けなければ自ら営利企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされております。この法律の趣旨は職員の兼業を原則禁止ということだと考えております。

石野議員のご質問の公務員の兼業については、平成29年4月に神戸市が全国で初めて副業兼業の許可要件を定め、その後、全国の自治体において制度の導入が進みつつあります。副業の内容としましては、公共性が高く、継続的に行う地域貢献活動であることや地域の発展、活性化に寄与する活動について許可するという自治体が多く見受けられます。

国家公務員におきましても、平成31年3月に許可基準に関する事項が明確化され、兼業しようとする職員の健康、兼業する事業または事務の内容や兼業先の勤務時間数、本来業務における超過勤務時間を考慮して許可について判断することとなりました。

具体的には兼業時間数が1日当たり3時間、1週間当たり8時間または1か月当たり30時間を超えるときは、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められ、原則として禁止となっております。

また、地域貢献を通じて職員個人のスキルアップを図るという観点からも、強制ではなく職員の自主的な申請が基本となりますので、法律に違反することのない制度について考えていく必要があるのではないかと、私ども孀恋村でも考えておるところでございます。

和歌山県有田市でも、市職員の営利企業への従事等の制限に関わる許可制に関する要綱を

定めております。職員と従事先との間に補助金交付や各種許認可等利害関係があり、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に該当するおそれがあるときは許可しないとしており、その点においても十分な精査が必要であるとは考えておるところであります。

今後については、キャベツ日本一の嬭恋村の基幹産業の維持発展のためにも、国家公務員の1日当たり3時間、1週間当たり8時間または1か月30時間の許可基準を十分参考にして、諸課題を克服して前向きに取り組んでまいりたい、こう考えております。よろしくお願ひいたします。

第2点目でございますが、出産可能な医療機関の設置についてのご質問でございます。

石野議員ご指摘のとおり、吾妻郡内で唯一出産できる医療機関でありました西吾妻福祉病院では、平成31年1月から分娩が休止されたところでございます。現在、吾妻郡内では3か所の医療機関で妊婦健診が可能となっており、その医療機関から本人が希望する分娩施設への紹介ができるようになっております。また、出産後の母子のケアにつきましては、西吾妻福祉病院で産後ケア事業を実施しており、利用者も増加しているところでございます。

本来ならば妊婦健診、分娩、産後ケアが全て身近な医療機関で行える体制を整えて、子育て世代の皆様が安心して出産、子育てができる環境づくりをすることが行政の役割だと考えております。

令和2年3月に一部改正された第8次群馬県保健医療計画にも、産科、小児科における医師偏在対策として、医師の確保対策を推進することなどが盛り込まれております。また、吾妻郡町村会としても、身近に出産できる医療機関の確保は重要な課題だと認識し、吾妻振興局との話し合いを要望してきた経緯がございます。

ここに改めまして、6月24日に開催される吾妻郡町村会でも、再度話し合いを強力的に県の振興局と、まず話し合いをしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今現在、我が村では年間、昨年1年41名の出産者がいましたが、村外、長野県で出産する方が一番多い現状がございます。群馬県よりも長野県で出産するのが多いという現状もございます。これらを十分踏まえて、何とかその産婦人科、分娩ができる医療体制の確立に向けて、石野議員のご指摘のとおり、全力でもう一度みんなと協議しながら、県のほうには引き続きお願ひをしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

石野時久君。

○3番（石野時久君） 最初に、役場職員の副業許可ということで、前向きに検討していただけるということでございますが、これは今までに過去にはあり得なかったことなんでしょうが、ここ四、五年、そういう方向が進んでいるということで、この制度ができて多分実行されていないというか、実際にはあまり行われていないのが現実かなという気はするんですけども、制度をつくって、やる気のある職員が速やかに申出ができるような雰囲気づくりとか、そういうものを作って、婦恋の場合、現実のものとして、ぜひ職員がそういう場면을勉強できるような体制をぜひつくっていただきたいと思っているんですが、その辺について、再度もう一回、すみませんがよろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 有田はミカン、ミカンの有田ということで日本一のミカンの産地だと、これは皆さん、公知の事実でありますので、議員の皆さんもご存じかと思っています。今現在、4名か5名の方、職員がそういう形で携わっておるやに伺っているが、もう一度、正確でなくて申し訳ございませんが、一番直近の現状を確認はさせてもらえたらと、こんなふうには思っております。

婦恋村内でも、特に東部、私、今井の出身で子供の頃から花植えしたり田んぼもやってまいりましたが、役場職員でも田んぼ作っている方がおって、自分で兼業農家の場合は田植えをしたり、あるいは田の草を取ったり、あるいは収穫のときは家族みんなで稲を刈ったり収穫の脱穀もするというようなことで、また、兼業農家については、東部のほうは農業に従事する方は職務に支障のない範囲で、そういう兼業すると言うとなんなんですが、自分の農業作業を手伝ってきているのが現実でもございました。

昨年来、コロナの関係特にありまして、基幹産業でキャベツ生産の労働力確保は基幹産業で本当に重要なことだと、昨年以來、我々内部でも、また議員の皆さんも同じ共通認識で、基幹産業、特に収穫期における手が足りないという現実は、もう議員の皆さん誰もがご存じだと思っております。自分のうち、お父さん、お母さんがキャベツ農家で役場に勤めている職員もおったりもしますが、やはり事業に支障のない範囲でルールをしっかり決めて、そして、ちゃんと届出もして、例えば、さっきの話じゃございませんが、1日3時間、あるいはキャベツの忙しい3か月、この間だけは上限をしっかり確認しながらお手伝いできる人はお手伝いしてもいいという考え方はいいのではないかなと思っています。私はお父さん、お母さんがキャベツ農家で、私は役場の職員という職員だけではなくて、石野議員のご指摘のよ

うに、地域の皆さんと交流する、キャベツの生産実態を勉強する、こういう意味で1日2時間でもいい、3か月、じゃ、ちょっとお手伝いということで基幹産業の労働力確保、また、公務員ですから、やはり全体の奉仕者であれ、パブリックサーバント、公僕であるよと、公のサービスマンだよという、こういう精神は絶対守ってもらわなくちゃなりませんし、兼業禁止の条文があるのは当然なわけですけども、原則は原則ですが、やはり例外は例外で、しっかりと例外規定をしっかりと整備して、また、議員の皆さん、また、村民の皆さんが納得のいける形のものには整備する必要がある、労働力確保という観点からあるであろうと。

また、何人が実際それに対応できるかということも重要な課題だと思いますけれども、庁内でもよく議論をして、また、有田市の件、あるいはほかの基礎的自治体の例もしっかり確認しながら、そういう方向に今、動いております。働き方改革によって、大企業で例えば、メガ、ビッグバンクは副業を認めています。銀行員は副業はできるんです。108団体、経団連の各団体は副業をみんな認めています。国家公務員法も一部改正されて、そういう方向に動いております。時代の大きな流れを的確に捉えて、新たな働き方改革こういうものは、しっかり取り組むべきものは取り組んで、ルールもしっかり決めて原則規定はあるけれども、例外規定として明確な時間の割り振り、1日3時間、3か月期間、あるいは1週間に8時間とか、こういうルールをしっかりと確認しながら、ぜひとも内部でも詰めますし、また、議会の皆さんにも提案をさせていただきたいと、こう考えております。また、世論の意見もしっかりと確認しながら、パブリックコメントも取りながら、政策の中に反映させてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 大変力強い回答をいただきました。ありがとうございます。

今までの流れと全く変わってきている場面だと思っています。今までの役場のイメージとか職員のイメージが、これがうまくやればイメージアップとか改革に一步進めるんじゃないかなという気がするんです。何か所見ですけども、人材確保のためにも退職者減にもつながる可能性があるという見方をしている人もいます。職員が自分の適正と違う職務に就いたり、いろいろあるわけですね。そういった中でも、こういった自分でやってみたいことに挑戦するとか、そういうことでスキルアップしたりやる気になるとか、そういうことも望めるということなんで、村長さんが言われたように、前向きにいただいただけということなんで、ぜひ実現して、そういうことができる体制で、会社員のほうの男性の育児休暇が1割もなくてって、こここのところ、何か問題になってはいますが、何でもかというのと、

そういう申告を出しづらい。出したらパワハラに遭う。それと、もし、取った場合、昇進とかああいうことに引っかかるんじゃないかと、そんなような不安があるんでできないと、そんなこと言っていたんじゃない、全然改革にはならないと思うんで、ここにいる皆さん、幹部が率先して、おまえやってみろと勧めるような体制で、ぜひやってみていただきたいと思いますが、よろしく願います。質問じゃなくて願いです。

あと一問一答で、もう一つ、病院の関係ですが、こちらも前にも陳情されたとか、いろいろ先ほど答弁頂きましたけれども、5万1,000人の住民のいる、確かに田代地区なんかは上田が近くて、距離のこともあるんですけども、何としてもやはり吾妻郡内に1か所は欲しいと思うんです。それで、上信道が開けば30分とか、その辺で行ける範囲内になると思うんですよ。それと、過疎であるのは嬭恋村だけではないので、全般に郡も減っていくんでしようけれども、そこで一つの施設を維持するということは無理だと思うんで、先ほど村長が言われたように、県や国に要望していただいて、何としても造るようにやっていただけるといふ方向だったんで、ぜひよろしく願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で石野時久君の一般質問を終わります。

次に、上坂建司君の一般質問についてですが、本日、上坂建司君が欠席となっております。よって、会議規則第60条第4項の規定により、一般質問の通告は無効となります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和3年第3回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 土 屋 幸 雄

署 名 議 員 黒 岩 敏 行

署 名 議 員 土 屋 圭 吾